

広島市報

定期第1053号
平成30年2月28日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 3
- 介護保険法による指定事業者の指定..... 3
- 広島市中心身障害者福祉センターの指定管理者の指定..... 4
- 広島市西部障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定..... 4
- 広島市北部障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定..... 4
- 広島市東部障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定..... 4
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道の変更..... 5
- 広島市こども療育センターの指定管理者の指定..... 5
- 出納員の事務の一部委任..... 5
- 出納員の事務の一部委任及び解除..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止..... 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 6
- 出納員の事務の一部委任 2件..... 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

- 律による医療扶助のための施術者の指定 2件..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定..... 8
- 広島市健康づくりセンターの指定管理者の指定..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更..... 9
- 自転車等の所有権の取得..... 9
- 物品出納員の事務の一部委任..... 9
- 会計管理者の事務の一部委任..... 9
- 出納員の事務の一部委任 2件..... 9
- 公共下水道の供用開始..... 10
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の下水の処理開始..... 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更..... 10
- 出納員の事務の一部委任..... 11
- 広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更..... 11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件..... 11
- 計量法による指定定期検査機関の指定..... 12
- 自転車等の所有権の取得..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新..... 12
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及

び指定介護予防サービス事業の廃止.....13	区).....20
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止.....14	○放置自転車等の撤去（南区） 8件.....20
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止.....14	○建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....20
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止.....14	○建築基準法による一つの敷地とみなすこと等による一団地の認定（南区）.....21
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....14	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....21
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....15	○放置自転車等の撤去（西区） 10件.....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....15	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐南区）.....22
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....15	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....15	○道路の区域変更（安佐南区）.....22
○放置自転車等の撤去（中区）.....16	○道路の供用開始（安佐南区）.....22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....16	○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐南区）.....23
○放置自転車等の撤去（中区）.....16	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....16	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....23
○放置自転車等の撤去（中区） 5件.....16	○道路の区域変更（安佐南区）.....23
○建築基準法による道路の位置の指定（中区）.....16	○道路の供用開始（安佐南区）.....23
○放置自転車等の撤去（中区）.....16	○道路の区域変更（安佐南区）.....23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17	○道路の供用開始（安佐南区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....17	○吉永自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17	○水主町自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....17	○小野原中自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17	○久地本郷中自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....17	○くすの木台自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17	○名原自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○放置自転車等の撤去（中区） 5件.....18	○南が丘団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○放置自転車の撤去（東区） 4件.....18	○上市1区自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....18	○上岩上町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○放置自転車の撤去（東区）.....19	○岩上第一区自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（東区）.....19	○ふじランド町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（東区）.....19	○下市自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
○放置自転車の撤去（東区）.....19	○氏之原自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
○都市公園法による都市公園の設置（東区）.....19	○尾和自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....19	○白木台団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....19	○上町屋一区町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....27
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....20	
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南	

- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....27
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....27
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....27
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....27
- 市街化区域内の水路の廃止（佐伯区）.....27
- 市街化区域内の河川の指定（佐伯区）.....27
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....27
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....28
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....28
- 市街化区域内の河川の廃止（佐伯区）.....28
- 市街化区域内の里道の廃止（佐伯区）.....28
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 4件.....28
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....29
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....29
- 路線名等を定める法定外公共物の指定変更（佐伯区）.....29
- 区 告 示**
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）.....29
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（西区）.....29
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安佐南区）.....29
- 選 管 告 示**
- 広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程.....30
- 公職選挙法による補欠選挙を行うべき事由.....49
- 教 育 委 員 会 告 示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....49
- 監 査 公 表**
- 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果.....50

告 示

広島市告示第1号

平成30年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護

予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成30年1月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 林医院	ルネッサンス ホームヘルプ 可部	広島市安佐北 区可部町大字 今井田字下柳 瀬653番地	訪問介護
医療法人社団 林医院	ルネッサンス ホームヘルプ 可部	広島市安佐北 区可部町大字 今井田字下柳 瀬653番地	介護予防訪問介護

広島市告示第2号

平成30年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成30年1月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社 seed-faith	シードフェイ ス・ケアサポ ート	広島市佐伯区 五日市中央五 丁目10番2 4-201号	居宅介護支援

広島市告示第3号

平成30年1月4日

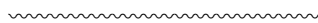
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に關する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成30年1月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社アイ ・テック	株式会社アイ ・テック介護 サービスふれ あい・広島中 央事業所	広島市中区榎 町10番7号 ロアール榎町 1F	訪問介護サービス 及び生活援助特化 型訪問サービス
有限会社ファ ミリークラブ	ももの会訪問 介護事業所	広島市中区江 波本町16番 5号	生活援助特化型訪 問サービス

株式会社アイ・テック	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい安佐南事業所	広島市安佐南区中筋一丁目13番3号西幸ビル3F	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社メディカルケアサポート	ヘルパーステーションいな穂古市ケアセンター	広島市安佐南区古市二丁目35番11-201号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人社団 林医院	ルネッサンスホームヘルプ可部	広島市安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬653番地	訪問介護サービス
有限会社真愛	しんあい訪問介護事業所	広島市安佐北区深川一丁目47番14号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人あかね会	土谷ヘルパーステーション佐伯	広島市佐伯区美の里一丁目4番21号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人メディカルパーク	野村病院デイサービスセンター「ぎおん」	広島市安佐南区祇園二丁目42番34号	1日型デイサービス
Be the light 株式会社	デイサービスセンターくるみ	広島市安佐北区口田南八丁目17番18号メロウリストビル102号室	1日型デイサービス
医療法人吉川医院	吉川医院デイサービスセンター	広島市安佐北区三入六丁目1番4号	1日型デイサービス
株式会社 KD. SEVEN	ゆめか川内	広島市安佐南区川内六丁目41番12号コーポ松本101	短時間型デイサービス

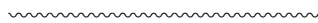


広島市告示第4号
平成30年1月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市中心身障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市中心身障害者福祉センター条例（昭和58年広島市条例第41号）第15条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市中心身障害者福祉センター
- 2 指定の相手方
広島市東区光町二丁目15番55号
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

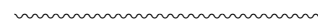


広島市告示第5号
平成30年1月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市西部障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市障害者デイサービスセンター条例（平成元年広島市条例第33号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市西部障害者デイサービスセンター
- 2 指定の相手方
広島市西区打越町17番27号
社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

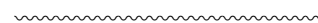


広島市告示第6号
平成30年1月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市北部障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市障害者デイサービスセンター条例（平成元年広島市条例第33号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市北部障害者デイサービスセンター
- 2 指定の相手方
広島市東区光町二丁目15番55号
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで



広島市告示第7号
平成30年1月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市東部障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市障害者デイサービスセンター条例（平成元年広島市条例第33号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市東部障害者デイサービスセンター
- 2 指定の相手方
広島市西区打越町17番27号
社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで



広島市告示第8号

平成30年1月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道
広島公共下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市安佐南区の伴西四丁目、伴西五丁目及び伴西町の各一部、佐伯区の石内東四丁目の全部並びに石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目及び五日市町大字石内の各一部

3 図書の縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第9号

平成30年1月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市子ども療育センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市子ども療育センター条例（昭和49年広島市条例第23号）第37条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市子ども療育センター

2 指定の相手方

広島市東区光町二丁目15番55号
社会福祉法人広島市社会福祉事業団

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

広島市告示第10号

平成30年1月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10

号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成30年3月5日

4 委任期間

平成30年3月5日から同年4月1日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	曾我 訓久	H30. 3. 5～
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	H30. 4. 1

広島市告示第11号

平成30年1月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任及び解除をしたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 竹永 祐司
平成30年1月1日

2 解除を受けた分任出納員及び解除年月日

健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 野田 宗志
平成29年12月31日

3 委任又は解除した事務

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

広島市告示第12号

平成30年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		

神尾清美	往針センターひろしま	広島市西区古江東町18-28-202	あん摩・マッサージ	平成28年10月1日
			はり・きゅう	

平成28年10月31日	通所介護事業所「あい」	広島市安佐北区口田三丁目33番5号	株式会社のぼるメディカル
平成28年10月13日	あるケア	広島市南区皆実町一丁目19番5号	株式会社プライマリ・ケア

広島市告示第13号

平成30年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
ツクイ広島南千田	広島市中区南千田東町4番28号	平成29年11月1日
コイ薬局	広島市西区己斐本町一丁目5-8センテニアル己斐本町1F	平成29年2月1日
フジミ薬局	広島市中区富士見町5-5	平成29年4月1日

広島市告示第14号

平成30年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成29年11月30日	ヒューマンライフケア広島	広島市南区東雲本町二丁目14番18号	ヒューマンライフケア株式会社
平成28年10月31日	デイサービス「ソナタ」	広島市安佐北区狩留家町2832番地	株式会社のぼるメディカル
平成28年10月31日	デイサービス「みんなの家」	広島市安佐北区口田南八丁目15番2号	株式会社のぼるメディカル
平成28年10月31日	ヘルパーステーション「みんなの家」	広島市安佐北区口田南八丁目15番2号	株式会社のぼるメディカル
平成28年10月31日	通所介護事業所「ゆめ」	広島市安佐北区口田三丁目33番5号2F	株式会社のぼるメディカル

広島市告示第15号

平成30年1月11日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フォレオ広島東
- (2) 所在地 広島市東区温品一丁目1121番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社
 代表取締役 芳井 敬一
 大阪市北区梅田三丁目3番5号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 大和ハウス工業株式会社
 代表取締役 大野 直竹
 大阪市北区梅田三丁目3番5号
 (変更後)
 大和ハウス工業株式会社
 代表取締役 芳井 敬一
 大阪市北区梅田三丁目3番5号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 別紙1のとおり
 (変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

- (1) 平成29年11月1日
- (2) 別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

平成29年12月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
 広島市東区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成30年1月11日から同年5月11日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成30年5月11日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第16号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成30年3月5日

4 委任期間

平成30年3月5日から同年4月12日まで

（別紙）

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H30. 3. 5 ~ H30. 4. 12
競輪事務局	防府競輪場	熊谷 俊二	
競輪事務局	サテライト宇部	市川 龍一	
競輪事務局	高松競輪場	楠 康弘	
競輪事務局	小松島競輪場	壽満 靖司	
競輪事務局	サテライト徳島	秋田 佐知子	
競輪事務局	高知競輪場	森岡 眞秋	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武市 知之	

競輪事務局	松山競輪場	松花 光雄
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博
競輪事務局	サテライト西予	田中 傑計
競輪事務局	サテライト札幌	山村 英次
競輪事務局	サテライト石狩	野澤 和雄
競輪事務局	サテライト男鹿	松村 めぐみ
競輪事務局	サテライト石鳥谷	坂本 亮
競輪事務局	いわき平競輪場	馬目 康史
競輪事務局	サテライト大和	杉岡 雄二
競輪事務局	サテライト新潟	水澤 正一
競輪事務局	サテライト会津	石黒 和子
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	海老原 孝之
競輪事務局	サテライト中越	瀧 研一
競輪事務局	サテライト水戸	網代 政巳
競輪事務局	サテライト双葉	今村 昌俊
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣
競輪事務局	千葉競輪場	鴻崎 豊宏
競輪事務局	川崎競輪場	伊東 大介
競輪事務局	名古屋競輪場	千賀 博通
競輪事務局	豊橋競輪場	柘植 靖仁
競輪事務局	松阪競輪場	松葉 智子
競輪事務局	岸和田競輪場	船橋 恵子
競輪事務局	サテライト大阪	吉野 博
競輪事務局	久留米競輪場	豊福 浩二
競輪事務局	サテライト中洲	原田 知典
競輪事務局	サテライト北九州	堀 健一郎
競輪事務局	別府競輪場	上田 亨
競輪事務局	熊本競輪場	山浦 英樹
競輪事務局	サテライト阿久根	中山 博照

広島市告示第17号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成30年4月2日

4 委任期間

平成30年4月2日から同月12日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	曾我 訓久	H30. 4. 2～
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	H30. 4. 12

広島市告示第18号

平成30年1月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
原田 萌	五日市はりきゅう院	広島市佐伯区五日市中央六丁目11-16	はり・きゅう	平成29年12月1日

広島市告示第19号

平成30年1月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
打海 弘晃	ほねつぎ五日市接骨院	広島市佐伯区五日市中央六丁目11-16	柔道整復	平成29年12月1日

広島市告示第20号

平成30年1月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションみんと	広島市安佐南区緑井六丁目33-28	平成29年10月1日	平成35年9月30日
訪問看護ステーションみゆ	広島市安佐南区東野三丁目23-6-101	平成29年12月14日	平成35年1月30日

広島市告示第21号

平成30年1月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、広島市健康づくりセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市健康づくりセンター条例(平成元年広島市条例第35号)第9条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
広島市健康づくりセンター
- 指定の相手方
広島市中区千田町三丁目8番6号
公益財団法人広島原爆障害対策協議会
- 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

広島市告示第22号

平成30年1月15日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
斎内科	広島市中区立町4-21立町K1ビル5F	平成30年1月1日	平成35年12月31日
仁野歯科クリニック	広島市中区八丁堀12-22築地ビル2F	平成30年1月1日	平成35年12月31日
村上歯科医院	広島市中区富士見町1-1	平成30年1月1日	平成35年12月31日
佐々木歯科医院	広島市中区本通8-2吉井ビル4F	平成30年1月1日	平成35年12月31日
ブライツデンタルクリニック	広島市中区三川町2-8井手ビル3A	平成30年1月1日	平成35年12月31日
三宅歯科医院	広島市中区光南一丁目3-26	平成30年1月1日	平成35年12月31日

後藤歯科医院	広島市中区橋本町10-1	平成30年1月1日	平成35年12月31日
三善歯科医院	広島市東区馬木五丁目1445	平成30年1月1日	平成35年12月31日
中原神経科・内科医院	広島市南区段原南二丁目12-28	平成30年1月1日	平成35年12月31日
芥川産婦人科医院	広島市南区的場町一丁目5-4	平成30年1月6日	平成36年1月5日
おおひら内科クリニック	広島市西区己斐上一丁目11-36	平成30年1月1日	平成35年12月31日
石橋内科医院	広島市西区井口鈴が台一丁目4-6	平成30年1月1日	平成35年12月31日
小田内科	広島市西区三篠町一丁目2-29	平成30年1月1日	平成35年12月31日
江盛歯科医院	広島市西区庚午南二丁目35-20	平成30年1月1日	平成35年12月31日
大迫歯科クリニック	広島市西区己斐大迫二丁目21	平成30年1月1日	平成35年12月31日
粟屋内科医院	広島市安佐北区落合三丁目8-43-6	平成30年1月1日	平成35年12月31日
平野内科医院	広島市安佐北区口田南七丁目12-31	平成30年1月1日	平成35年12月31日
野見山歯科医院	広島市安佐北区可部二丁目33-17	平成30年1月1日	平成35年12月31日
三浦整形外科クリニック	広島市佐伯区八幡五丁目10-14	平成30年1月1日	平成35年12月31日
松田歯科医院	広島市佐伯区八幡二丁目7-5	平成30年1月1日	平成35年12月31日

広島市告示第23号

平成30年1月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(旧) ハーモニー訪問看護リハビリステーション	(旧) 広島市南区東雲本町一丁目2-19	平成29年12月1日
(新) あいわ在宅療養支援ステーション	(新) 広島市南区東雲本町一丁目14-16-1	

広島市告示第24号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第25号

平成30年1月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会学校教育部中央地区学校事務センター物品出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた物品分任出納員
基町小学校 教頭 福場 強志
- 委任した事務
基町小学校における物品の出納保管に関する事務
- 委任期間
平成30年1月18日から同年2月26日まで

広島市告示第26号

平成30年1月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員
広島市立基町小学校校長職務代理者 教頭 福場 強志
- 委任する事務
独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納
- 委任年月日
平成30年1月18日
- 委任期間
平成30年1月18日から同年2月26日まで

広島市告示第27号

平成30年1月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員
井口連絡所

主任 藤井 洋子

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日

平成30年1月1日

4 委任期間

平成30年1月1日から同年3月31日まで

広島市告示第28号

平成30年1月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の取納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成30年4月13日

4 委任期間

平成30年4月13日から同年4月19日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	曾我 訓久	H30. 4. 13～
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	H30. 4. 19

広島市告示第29号

平成30年1月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日

平成30年1月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	東区	山根町の一部	分流
	西区	草津南二丁目の一部	
	安佐北区	口田南二丁目の一部	
	安芸区	畑賀一丁目の一部	
	佐伯区	五日市四丁目の一部	
汚水を排除	東区	戸坂山根二丁目の一部	
	西区	観音新町四丁目の一部	
	安佐北区	可部町大字南原及び可部東二丁目の各一部	
	安芸区	中野四丁目の一部	
	佐伯区	五日市町大字下小深川の一部	

広島市告示第30号

平成30年1月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 下水の処理を開始する年月日

平成30年1月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂山根二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	観音新町四丁目及び草津南二丁目の各一部	
安佐北区	口田南二丁目、可部町大字南原及び可部東二丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字下小深川及び五日市四丁目の各一部	
東区	山根町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野四丁目及び畑賀一丁目の各一部	

広島市告示第31号

平成30年1月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4

項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者(法人)の名称	変更年月日
旧 高陽第一診療所 デイサービス センター	広島市安佐北区 落合一丁目17 番12号	医療法人社 団緑雨会	平成27年 5月25日
新 医療法人社団緑 雨会 デイサー ビスあおぞら			

広島市告示第32号

平成30年1月23日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり
- 委任する事務
 - 広島市競輪特別会計規則(昭和28年広島市規則第10号)第2条第2項に規定する収納金の収納
 - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場外で行うものに限る。)
- 委任年月日
平成30年4月20日
- 委任期間
平成30年4月20日から同年5月17日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	曾我 訓久	H30. 4. 20~
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	H30. 5. 17

広島市告示第33号

平成30年1月25日

広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)第34条の6第4項の規定により、学校法人ノートルダム清心学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成24年12月26日	特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成29年12月26日

広島市告示第34号

平成30年1月26日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 広島新幹線名店街(西区画)
 - 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 大規模小売店舗を設置する者
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 藤岡 秀樹
広島市南区松原町2番37号
- 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 湊 和則
広島市南区松原町2番37号
(変更後)
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 藤岡 秀樹
広島市南区松原町2番37号
- 変更年月日
平成29年6月15日
- 届出年月日
平成30年1月12日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
平成30年1月26日から同年5月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
 - 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成30年5月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第35号

平成30年1月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 広島新幹線名店街（東区画）

(2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 大規模小売店舗を設置する者

中国SC開発株式会社

代表取締役社長 藤岡 秀樹

広島市南区松原町2番37号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

中国SC開発株式会社

代表取締役社長 湊 和則

広島市南区松原町2番37号

(変更後)

中国SC開発株式会社

代表取締役社長 藤岡 秀樹

広島市南区松原町2番37号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

(1) 平成29年6月15日

(2) 別紙のとおり

5 届出年月日

平成30年1月12日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成30年1月26日から同年5月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成30年5月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第36号

平成30年1月30日

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定により、指定期間検査機関として次のとおり指定したので、同法第159条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定番号

広島市指令経計特第1号

2 指定年月日

平成30年2月1日

3 氏名又は名称

一般社団法人広島県計量協会

4 所在地

広島市南区丹那町4番12号

広島市告示第37号

平成30年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第38号

平成30年1月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
グランドタワーメディカルコーポライフケアクリニック	広島市中区上八丁堀4-1アーバンビューグランドタワー401	平成30年1月1日	平成35年12月31日
医療法人社団小田クリニック	広島市中区鉄砲町6-11	平成30年1月1日	平成35年12月31日
林クリニック	広島市中区舟入南一丁目10-13	平成30年1月1日	平成35年12月31日
かわごえ循環器内科	広島市中区上職町3-11	平成30年1月1日	平成35年12月31日
なごみクリニック	広島市中区竹屋町6-3	平成30年1月1日	平成35年12月31日
すずらん薬局舟入店	広島市中区舟入南四丁目1-63 2階	平成30年1月1日	平成35年12月31日
広島厚生病院	広島市南区仁保新町一丁目5-13	平成30年1月1日	平成35年12月31日
広島厚生病院	広島市南区仁保新町一丁目5-13	平成30年1月1日	平成35年12月31日
薬局アップルファーマシー	広島市南区段原南二丁目12-28	平成30年1月1日	平成35年12月31日
イオン薬局広島段原店	広島市南区段原南一丁目3-52 2階	平成30年1月4日	平成36年1月3日
医療法人社団玉章会 力田病院	広島市西区鈴が峰町14-20	平成30年1月1日	平成35年12月31日
タウン薬局 己斐店	広島市西区己斐上一丁目11-40	平成30年1月1日	平成35年12月31日
医療法人社団マキツボ整形外科クリニック	広島市安佐南区緑井二丁目17-5	平成30年1月1日	平成35年12月31日
有限会社 ワイズ薬局	広島市安佐南区山本四丁目26-23	平成30年1月1日	平成35年12月31日
土井クリニック	広島市安佐北区可部二丁目40-22	平成30年1月1日	平成35年12月31日
はつやま薬局	広島市安佐北区倉掛三丁目38-8	平成30年1月1日	平成35年12月31日
瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一丁目28-3	平成30年1月1日	平成35年12月31日

みどり坂薬局	広島市安芸区瀬野二丁目12-13	平成30年1月1日	平成35年12月31日
湯来まつむらクリニック	広島市佐伯区湯来町大字白砂字桐曾利590	平成30年1月1日	平成35年12月31日
津元クリニック	広島市佐伯区五が丘二丁目7-25	平成30年1月1日	平成35年12月31日
あやめ薬局	広島市佐伯区五が丘二丁目7-24	平成30年1月1日	平成35年12月31日

広島市告示第39号

平成30年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社さくら・介護ステーショングループ	さくら・介護ステーション新井口	広島市西区草津新町二丁目15番11号小川コーポ303号	平成30年1月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社不二ビルサービス	ヘルパーステーションふじ観音	広島市西区南観音八丁目11番29号	平成30年1月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人博善会	訪問看護ステーションながお	広島市安佐南区西原四丁目10番12号	平成30年1月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
ベテール株式会社	こでまりデイサービス	広島市中区舟入川口町2番5-20A号室	平成30年1月31日	介護予防通所介護
株式会社コスモケア・エナジー	エナジーデイ	広島市西区三篠町三丁目6番9号	平成30年1月31日	介護予防通所介護
株式会社地主支援センター	クリニカルサポート たまゆら	広島市安佐南区西原一丁目1番8号	平成30年1月31日	介護予防通所介護
株式会社エポカケアサービス	デイサービスセンター五日市・みどりの家	広島市佐伯区五日市中央三丁目16番15号	平成30年1月31日	介護予防通所介護
株式会社創生	リハビリデイサービス福来たる	広島市佐伯区楽々園二丁目2番13号	平成30年1月31日	通所介護及び介護予防通所介護

竹の子の里株式会社	竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター広島	広島市西区庚午中四丁目10番6号	平成30年1月31日	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
竹の子の里株式会社	竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター広島	広島市西区庚午中四丁目10番6号	平成30年1月31日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

~~~~~  
**広島市告示第40号**

平成30年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者            | 事業所                 |                      | 廃止年月日      | サービスの種類   |
|----------------|---------------------|----------------------|------------|-----------|
|                | 名称                  | 所在地                  |            |           |
| 株式会社コスモケア・エナジー | エナジーデイ              | 広島市西区三篠町三丁目6番9号      | 平成30年1月31日 | 地域密着型通所介護 |
| 株式会社エポカケアサービス  | デイサービスセンター五日市・みどりの家 | 広島市佐伯区五日市中央三丁目16番15号 | 平成30年1月31日 | 地域密着型通所介護 |
| 有限会社介護の街       | デイサービスゆずのきの家        | 愛知県刈谷市半城土町本郷55番地     | 平成30年1月31日 | 地域密着型通所介護 |

~~~~~  
広島市告示第41号

平成30年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社不二ビルサービス	ふじ観音居宅介護支援事業所	広島市西区南観音八丁目11番29号	平成30年1月31日	居宅介護支援
合同会社TOSI総合企画	居宅介護支援事業所こより深川	広島市安佐北区深川二丁目39番35号	平成30年1月31日	居宅介護支援

広島市告示第42号

平成30年1月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社さくら介護ステーショングループ	さくら・介護ステーション新井口	広島市西区草津新町二丁目15番11号小川コーポ303号	平成30年1月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社不二ビルサービス	ヘルパーステーションふじ観音	広島市西区南観音八丁目11番29号	平成30年1月31日	訪問介護サービス
合同会社ここに	デイサービスここに倶楽部	広島市西区井口鈴が台一丁目5番22号	平成30年1月31日	1日型デイサービス
T&T W A Mサポート株式会社	デイサービスセンターここから已斐	広島市西区已斐上一丁目11番36号ここから已斐ビル4階	平成30年1月31日	1日型デイサービス
株式会社コスモケア・エナジー	エナジーデイ	広島市西区三篠町三丁目6番9号	平成30年1月31日	1日型デイサービス
株式会社地主クリナルサポート	在宅介護支援センターデイサービスたまゆら	広島市安佐南区西原一丁目1番8号	平成30年1月31日	1日型デイサービス
株式会社エポカケアサービス	デイサービスセンター五日市・みどりの家	広島市佐伯区五日市中央三丁目16番15号	平成30年1月31日	1日型デイサービス
株式会社創生	リハビリデイサービス福来たる	広島市佐伯区楽々園二丁目2番13号	平成30年1月31日	1日型デイサービス

~~~~~  
**広島市告示第43号**

平成30年1月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルゾ高陽深川店
- (2) 所在地 広島市安佐北区深川一丁目1067番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - 株式会社万惣
  - 代表取締役 山本 誠
  - 広島市佐伯区石内上一丁目8番1号
- 3 変更事項
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (変更前) 万惣高陽深川店
  - 広島市安佐北区深川一丁目1067番地1ほか
  - (変更後) アルゾ高陽深川店
  - 広島市安佐北区深川一丁目1067番地1ほか
- 4 変更年月日
  - 平成30年1月18日
- 5 届出年月日
  - 平成30年1月19日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
平成30年1月31日から同年5月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
  - 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成30年5月31日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示（中区）第1号

平成30年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第2号

平成30年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第3号

平成30年1月11日

広島市東新天地自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第4号

平成30年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第5号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第6号

平成30年1月16日

広島市東新天地自転車等駐車場、広島市基町自転車等駐車場、及び広島市大手町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第7号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第8号**

平成30年1月16日

広島市広島バスセンター西A自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第9号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第10号**

平成30年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第11号

平成30年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第12号**

平成30年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第13号

平成30年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第14号**

平成30年1月23日

建築基準法（昭和25年 法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成30年1月23日
- 3 道路の位置 広島市中区江波二本松一丁目1155番313
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m  
延長 34.47m

~~~~~  
広島市告示（中区）第15号

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第16号**

平成30年1月23日

広島市東新天地自転車等駐車場、広島市広島バスセンター西A自転車等駐車場、及び広島市小町第一自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第17号

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第18号**

平成30年1月23日

広島市富士見第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第19号

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第20号**

平成30年1月23日

広島市新白鳥駅A自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第21号

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第22号**

平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第23号

平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第24号**

平成30年1月31日

広島市相生自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(中区)第25号
平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示(中区)第26号**  
平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第27号
平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示(中区)第28号**  
平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第29号
平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示(東区)第1号**  
平成30年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(東区)第2号
平成30年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示(東区)第3号**  
平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(東区)第4号
平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示(東区)第5号**  
平成30年1月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成30年1月24日
- 3 道路の位置 広島市東区温品四丁目987番の一部、1012番4、1017番1の一部、1017番2の一部、987番地先から1012番4地先里道の一部
- 4 幅員 4.20メートル
- 5 延長 33.362メートル

広島市告示(東区)第6号

平成30年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第7号

平成30年1月26日

次(別紙)のとおりに路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで、広島市東区役建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等      | 所在(起点及び終点)              |
|----|-----------|-------------------------|
| 里道 | 東3区151号里道 | 中山西二丁目462番地先から463番2地先まで |

別紙略

広島市告示(東区)第8号

平成30年1月26日

次(別紙)のとおりに路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等      | 所在(起点及び終点)              |
|----|-----|-----------|-------------------------|
| 里道 | 旧   | 東3区151号里道 | 中山西二丁目463番3地先から465番地先まで |
|    | 新   | 東3区294号里道 | 中山西二丁目463番3地先から465番地先まで |

別紙略

広島市告示(東区)第9号

平成30年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第10号

平成30年1月31日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、平成30年1月31日から同年2月14日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 名称      | 所在地     | 供用開始の期日    | 区域      |
|---------|---------|------------|---------|
| 山根町第四公園 | 東区山根町7番 | 平成30年1月31日 | 別図のとおりに |

別図略

広島市告示(南区)第1号

平成30年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第2号

平成30年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第3号

平成30年1月9日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成30年1月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
広島市告示(南区)第4号

平成30年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第5号**

平成30年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第6号

平成30年1月12日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場、広島市広島駅南口第三自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第五自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成30年1月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第7号**

平成30年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第8号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第9号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第10号**

平成30年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第11号

平成30年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第12号**

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第13号

平成30年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第14号**

平成30年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第15号

平成30年1月24日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成30年1月24日
- 3 道路の位置 広島市南区南大河町の55番4の一部、56番2、56番11の一部及び56番15
- 4 幅員 4.10～4.31メートル
- 5 延長 34.78メートル

広島市告示（南区）第16号

平成30年1月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者
国立大学法人 広島大学 学長 越智 光夫
- 2 一団地の名称
広島大学霞団地
- 3 一団地の区域
広島市南区霞一丁目2番1の一部
- 4 認定番号
第H29認定通知広島市建30004号
- 5 認定年月日
平成30年1月26日

広島市告示（南区）第17号

平成30年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第18号

平成30年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第1号

平成30年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第2号

平成30年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第3号

平成30年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第4号

平成30年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第5号

平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第6号

平成30年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第7号

平成30年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第8号

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第9号

平成30年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第10号

平成30年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第1号

平成30年1月4日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成30年1月4日から同年1月18日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦

覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐南1区841号里道	広島市安佐南区緑井七丁目2115番3地先から2115番3地先まで
里道	安佐南1区842号里道	広島市安佐南区緑井七丁目2117番4地先から2120番8地先まで

広島市告示（安佐南区）第1-2号

平成30年1月11日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成30年1月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第2号

平成30年1月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月16日から同年1月30日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区217号線	広島市安佐南区祇園八丁目1229番1地先から 広島市安佐南区祇園八丁目970番1地先まで	旧	1.70 ～ 1.90	31.50
			新	2.00 ～ 2.20	31.50

広島市告示（安佐南区）第3号

平成30年1月16日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月16日から同年1月30日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日

市道	安佐南3区217号線	広島市安佐南区祇園八丁目1229番1地先から 広島市安佐南区祇園八丁目970番1地先まで	平成30年1月16日
----	------------	-------------------------------------------------	------------

広島市告示(安佐南区)第4号

平成30年1月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南2区1298号里道の一部	安佐南区古市二丁目1338番1地先から 安佐南区古市二丁目1338番1地先まで

広島市告示(安佐南区)第5号

平成30年1月19日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成30年1月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐南区)第6号

平成30年1月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 平成30年1月19日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東五丁目1010番7の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 17.09メートル

広島市告示(安佐南区)第7号

平成30年1月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法

律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区172号線	広島市安佐南区緑井四丁目3384番1地先から 広島市安佐南区緑井四丁目3384番1地先まで	旧	3.00 ~ 3.60	19.23
			新	3.45 ~ 3.60	19.23

広島市告示(安佐南区)第8号

平成30年1月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区172号線	広島市安佐南区緑井四丁目3384番1地先から 広島市安佐南区緑井四丁目3384番1地先まで	平成30年1月26日

広島市告示(安佐南区)第9号

平成30年1月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区150号線	広島市安佐南区緑井六丁目1576番3地先から 広島市安佐南区緑井六丁目1581番2地先まで	旧	1.30 ~ 2.80	24.00
			新	1.30 ~ 4.00	24.00

広島市告示（安佐南区）第10号

平成30年1月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年1月26日から同年2月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区150号線	広島市安佐南区緑井六丁目1576番3地先から 広島市安佐南区緑井六丁目1581番2地先まで	平成30年1月26日

広島市告示（安佐北区）第1号

平成30年1月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年6月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吉永自治会（代表者 大濱 勝利）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字三田3604番地6	広島市安佐北区白木町大字三田9632番地1
代表者の氏名住所	大濱 勝利 広島市安佐北区白木町大字三田3604番地6	笠間 徳招 広島市安佐北区白木町大字三田9632番地1

広島市告示（安佐北区）第2号

平成30年1月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年10月27日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した水主町自治会（代表者 加藤 皓三）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新

事務所	広島市安佐北区可部二丁目28番9号	広島市安佐北区可部二丁目17番20号
代表者の氏名住所	加藤 皓三 広島市安佐北区可部二丁目28番9号	勝田 義直 広島市安佐北区可部二丁目17番20号

広島市告示（安佐北区）第3号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年10月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小野原中自治会（代表者 田村 邦夫）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地2265番地2	広島市安佐北区安佐町大字久地2176番地
代表者の氏名住所	田村 邦夫 広島市安佐北区安佐町大字久地2265番地2	岡崎 晃孝 広島市安佐北区安佐町大字久地2176番地

広島市告示（安佐北区）第4号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成17年7月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した久地本郷中自治会（代表者 平川 洋治）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地4371番地4	広島市安佐北区安佐町大字久地4752番地
代表者の氏名住所	平川 洋治 広島市安佐北区安佐町大字久地4371番地4	大下 隆範 広島市安佐北区安佐町大字久地4752番地

広島市告示（安佐北区）第5号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成14年2月13日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したくすの木台自治会（代表者 山口 譲治）について、次のとおり告示事項を変更

しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台37番地の19	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地17
代表者の氏名住所	山口 譲治 広島市安佐北区安佐町大字くすの木台37番地の19	久保田 清信 広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地17

広島市告示（安佐北区）第6号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年10月11日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した名原自治会（代表者 佐々村 修）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地2735番地	広島市安佐北区安佐町大字久地2626番地
代表者の氏名住所	佐々村 修 広島市安佐北区安佐町大字久地2735番地	長岡 秀紀 広島市安佐北区安佐町大字久地2626番地

広島市告示（安佐北区）第7号

平成30年1月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成10年6月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した南が丘団地自治会（代表者 麻生 隆起）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地185	広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地243

代表者の氏名住所	麻生 隆起 広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地185	丸山 昌輝 広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地243
----------	----------------------------------	----------------------------------

広島市告示（安佐北区）第8号

平成30年1月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年1月18日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上市1区自治会（代表者 池田 正康）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字井原799番地1	広島市安佐北区白木町大字井原823番地2

広島市告示（安佐北区）第9号

平成30年1月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年11月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上岩上町内会（代表者 花戸 光恵）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区落合南五丁目13番18号	広島市安佐北区落合南三丁目15番40-4号
代表者の氏名住所	花戸 光恵 広島市安佐北区落合南五丁目13番18号	中村 康徳 広島市安佐北区落合南三丁目15番40-4号

広島市告示（安佐北区）第10号

平成30年1月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年2月16日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した岩上第一区自治会（代表者 坂居 聖）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区落合南三丁目5番12号	広島市安佐北区落合南三丁目6番1号
代表者の氏名住所	坂居 聖 広島市安佐北区落合南三丁目5番12号	柳迫 長三 広島市安佐北区落合南三丁目6番1号

広島市告示（安佐北区）第11号

平成30年1月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月4日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したふじランド町内会（代表者 大石 秀一）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区口田南四丁目37番7号	広島市安佐北区口田南四丁目38番7号
代表者の氏名住所	大石 秀一 広島市安佐北区口田南四丁目37番7号	松野 茂 広島市安佐北区口田南四丁目38番7号

広島市告示（安佐北区）第12号

平成30年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年3月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下市自治会（代表者 蜂須賀 一成）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字井原4448番地2	広島市安佐北区白木町大字井原4371番地
代表者の氏名住所	蜂須賀 一成 広島市安佐北区白木町大字井原4448番地2	角田 博之 広島市安佐北区白木町大字井原4371番地

広島市告示（安佐北区）第13号

平成30年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年2月14日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した氏之原自治会（代表者 大西 貴子）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	大西 貴子	横田 章子
	広島市安佐北区小河原町1465番地5	広島市安佐北区小河原町1400番地9

広島市告示（安佐北区）第14号

平成30年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年1月15日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した尾和自治会（代表者 桑門 耕一）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区深川二丁目37番13号	広島市安佐北区深川二丁目51番3号
代表者の氏名住所	桑門 耕一 広島市安佐北区深川二丁目37番13号	西山 尚 広島市安佐北区深川二丁目51番3号

広島市告示（安佐北区）第15号

平成30年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成24年2月10日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した白木台団地自治会（代表者 河野 勲二）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新

代表者の 氏名住所	河野 勲二	田中 亀雄
	広島市安佐北区白木町大 字秋山870番地15	広島市安佐北区白木町大 字秋山870番地36

広島市告示（安佐北区）第16号

平成30年1月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋一区町内会（代表者 児玉 正豊）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁 目2番2号	広島市安佐北区三入六丁 目11番41号
代表者の 氏名住所	児玉 正豊 広島市安佐北区三入六丁 目2番2号	吉森 俊治 広島市安佐北区三入六丁 目11番41号

広島市告示（安佐北区）第17号

平成30年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐北区）第18号

平成30年1月29日

可部駅西口北側駐輪場、玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年1月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安芸区）第1号

平成30年1月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安芸区）第2号

平成30年1月17日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（佐伯区）第1号

平成30年1月4日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成30年1月4日から同月18日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-H-109-16-24号水路	広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番地先まで

広島市告示（佐伯区）第2号

平成30年1月4日

次のとおり市街化区域内の河川を指定します。

その関係図面は、平成30年1月4日から同月18日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
河川	普通河川皆賀川	広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番地先まで

広島市告示（佐伯区）第3号

平成30年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第4号**  
平成30年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第5号
平成30年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第6号**  
平成30年1月15日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年1月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第7号
平成30年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第8号**  
平成30年1月22日

次のとおり市街化区域内の河川を廃止します。

その関係図面は、平成30年1月22日から同年2月5日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等    | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|---------|--------------------------------------------------|
| 河川 | 皆賀川廃河川敷 | 広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番1地先から<br>広島市佐伯区五日市町大字皆賀323番地先まで |

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第9号

平成30年1月22日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、平成30年1月22日から同年2月5日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	佐伯4区71号里道	広島市佐伯区五日市町大字皆賀32番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字皆賀323番地先まで

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第10号**

平成30年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第11号

平成30年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第12号**

平成30年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第13号

平成30年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第14号

平成30年1月29日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成30年1月29日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区海老園一丁目347番9
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30メートル  
延長 21.97メートル

広島市告示(佐伯区)第15号

平成30年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第16号

平成30年1月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成30年1月30日から同年2月13日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|-----|------|------------|
|----|-----|------|------------|

|    |   |                        |                                |
|----|---|------------------------|--------------------------------|
| 水路 | 旧 | K4-H-6<br>4-3-8号<br>水路 | 広島市佐伯区千同三丁目577番3地先から同579番1地先まで |
|    | 新 | K4-H-6<br>4-3-8号<br>水路 | 広島市佐伯区千同三丁目579番2地先から同579番1地先まで |

区告示

広島市中区告示第1号

平成30年1月10日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 隅田一成

記

| 氏名             | 住民票上の住所          | 職権処理の内容 |
|----------------|------------------|---------|
| 兪 允根<br>(東 一男) | 広島市中区江波東一丁目8番13号 | 消除      |

広島市西区告示第1号

平成30年1月30日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市西区長 塩山慎二

記

| 氏名    | 住民票上の住所              | 職権処理の内容 |
|-------|----------------------|---------|
| 藤升 智資 | 西区南観音町11番17-104号     | 消除      |
| 安部 明  | 西区南観音一丁目3番47号万葉荘208号 | 消除      |

広島市安佐南区告示第1号

平成30年1月9日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 品川弘司

記

| 氏名 | 住民票上の住所 | 職権処理の内容 |
|----|---------|---------|
|----|---------|---------|

|        |                   |     |
|--------|-------------------|-----|
| 西元 美由紀 | 広島市安佐南区山本五丁目72番8号 | 消 除 |
|--------|-------------------|-----|

**選管告示**

**広島市選挙管理委員会告示第1号**

平成30年1月24日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程**

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第6条」の右に「・第6条の2」を加え、「第86条」を「～第86条の4」に改める。

第6条の見出し中「設置（変更）」を「の設置、廃止又は変更」に改め、同条第1項中「、又はこれを変更し」を削り、「第2号様式」の右に「（その1）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区の委員会は、令第9条の2の規定により、投票区を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市の委員会に協議し、別記第2号様式（その2）に準じて告示しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（分割開票区等の設置、廃止又は変更の届出）

第6条の2 市の委員会は、令第10条の2第1項の規定により分割開票区を設け、廃止し、又は変更しようとするときは、関係する区の委員会の同意を得たうえで、別記第3号様式の2に準じて届け出なければならない。

2 前項の規定は、令第10条の2第2項の規定による数市町村合同開票区の設置、廃止又は変更について準用する。この場合、第1項中「区の委員会」とあるのは「市区町の委員会」に読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令第10条の2条第3項の規定による数区合同開票区の設置、廃止又は変更について準用する。

第31条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「その旨を」の右に「別記第36号様式（その1）に準じて」を加え、同条第2項中「その旨を」の右に「別記第36号様式（その2）に準じて」を加え、同条第3項を削る。

第44条の見出し中「申出」を「届出、通知」に改め、同条第1項中「申出をし」を「届け出」に改め、同条第2項中「第1項」を「第4項」に、「告示は、」を「告示は」に改め、「準じて」の右に「、数区合同開票区の開票管理者、投票管理者又は開票管理者への繰上投票の期日の通知は、別記第43号様式の2に準じて、それぞれ」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 令第46条第2項の規定による投票管理者及び開票管理者への繰上投票の期日の通知は、別記第42号様式の2に準じて行うものとする。

3 令第46条第3項の規定による数区合同開票区の開票管理者への繰上投票の期日の通知は、別記第42号様式の3に準じて行うものとする。

第45条の見出し中「告示及び通知」を「届出、通知及び告示」に改め、同条第1項中「できない」の右に「と認める」を、「必要がある」の右に「と認める」を、「ときは」の右に「、あらかじめ投票を行うべき期日に関する意見を添え」を、「その旨を」の右に「別記第44号様式に準じて」を加え、同条第2項中「第44号様式に」を「第44号様式の2に」に、「別記第44号様式の2」を「別記第44号様式の2の2」に改め、同条第3項中「第1項」を「第4項」に改め、「による」の右に「数区合同開票区の開票管理者、投票管理者、開票管理者又は選挙長への」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 令第48条第2項の規定による投票管理者及び開票管理者への繰延投票に関する通知は、別記第44号様式の2の3に準じて行うものとする。

4 令第48条第3項の規定による数区合同開票区の開票管理者への繰延投票に関する通知は、別記第44号様式の2の4に準じて行うものとする。

第45条の3の見出し中「場合の」の右に「届出、」を加え、同条第1項中「その旨を」の右に「別記第44号様式の4の2に準じて」を加え、同条第3項中「第49条」を「第48条の4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（区の区域が数開票区に分かれている場合の共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票管理者の告示及び通知）  
第45条の3の2 令第49条第5項の規定による開票区を指定した場合の告示は別記第44号様式の6の2に準じて、当該開票区の開票管理者への通知は別記第44号様式の6の3に準じて、それぞれ行うものとする。

2 令第49条第7項又は同条第9項の規定による開票区を指定した場合の告示は別記第44号様式の6の4に準じて、当該開票区の開票管理者への通知は別記第44号様式の6の5に準じて、それぞれ行うものとする。

第45条の5の見出し中「場合の」の右に「届出、」を加え、同条第1項中「その旨を」の右に「別記第44号様式の6の6に準じて」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（区の区域が数開票区に分かれている場合の期日前投票所の投票管理者からの投票箱等の送致を受ける開票管理者の告示及び通知）

第45条の6 令第49条の12第5項の規定による開票区を指定した場合の告示は別記第44号様式の9に準じて、当該開票区の開票管理者への通知は別記第44号様式の10に準じて、それぞれ行うものとする。

2 令第49条の12第7項又は同条第9項の規定による開票区を指定した場合の告示は別記第44号様式の11に準じて、当該

開票区の開票管理者への通知は別記第4号様式の12に準じて、それぞれ行うものとする。

第51条の見出し中「及び告示」を削り、同条第1項中「並びに令第67条第1項及び第2項」を削り、「開票管理者又はその職務を代理すべき者若しくは職務を管掌すべき者」を「開票管理者」に改め、「第51号様式」の右に「(その1)」を加え、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 前項の規定は、令第66条第1項の規定による数市町村合同開票区の開票管理者又は同条第2項の規定による数区合同開票区の開票管理者を、それぞれ選任したときにおいて準用する。

3 令第67条第1項の規定により開票管理者の職務を代理すべき者を選任したときは、別記第51号様式(その2)に準じて調製した選任書を交付しなければならない。

4 前項の規定は、令第67条第3項の規定による数市町村合同開票区の開票管理者の職務を代理すべき者又は同条第5項の規定による数区合同開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を、それぞれ選任したときにおいて準用する。

5 令第67条第2項の規定により開票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときは、別記第51号様式(その3)に準じて調製した選任書を交付しなければならない。

6 前項の規定は、令第67条第4項の規定による数市町村合同開票区の開票管理者の職務を管掌すべき者又は同条第6項の規定による数区合同開票区の開票管理者の職務を管掌すべき者を、それぞれ選任したときにおいて準用する。

第51条の次に次の1条を加える。

(開票管理者等の告示)

第51条の2 令第68条の規定による開票管理者又はその職務を代理すべき者の告示は、別記第52号様式に準じてしなければならない。

第52条第2項中「も、また」を「は、」に改める。

第54条中「若しくは」を「又は同条」に、「により、」を「により」に改め、「又は同条第8項の規定により開票立会人を選任したとき」を削り、「第56号様式」の右に「(その1)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第62条第8項の規定により開票立会人を選任したときは、別記第56号様式(その2)に準じて本人に通知しなければならない。

第55条の見出し中「氏名等の」の右に「開票管理者への」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票立会人に関する特例)

第55条の2 令第70条の3第2項又は同条第6項の規定による開票立会人となるべき者を届け出るべき選挙管理委員会の告示は、別記第52号様式の2に準じてしなければならない。

2 第52条の規定は、令第70条の3第3項又は同条第7項の規定による告示について準用する。

3 第53条の規定は、令第70条の3第1項又は同条第5項の規定による開票立会人の届出を、それぞれ受理するときにおいて準用する。

4 第54条第2項の規定は、令第70条の3第3項又は同条第7項の規定による開票立会人を選任したときの通知において準用する。

5 第55条の規定は、令第70条の3第3項又は同条第7項の規定による開票立会人の氏名等の開票管理者への通知において準用する。

第57条の次に次の1条を加える。

(数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票所に関する特例)

第57条の2 第56条の規定は、令第70条の3第4項又は同条第8項の規定による告示において準用する。

2 前条の規定は、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票所において準用する。

第64条の見出し中「開票録」の右に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、区の委員会(令第77条第2項及び同条第3項において定め、又は指定した区の委員会を含む。)における、同条第1項の規定による開票に関する書類の保存について準用する。

4 第2項の規定は、区の委員会(令第77条第2項及び同条第3項において定め、又は指定した区の委員会を含む。)における、前項の開票に関する書類の廃棄処分について準用する。

第65条を次のように改める。

(繰延開票)

第65条 区の委員会は、法第73条において準用する同法第57条第1項前段の規定により開票を行うことができないと認めるときは、あらかじめ開票を行うべき期日に関する意見を添え、直ちにその旨を別記第64号様式の2に準じて市の委員会に届け出なければならない。

2 法第73条において準用する同法第57条第1項前段の規定による繰延開票を行う旨の告示は別記第64号様式の3に準じて、繰延開票の期日の告示は別記第64号様式の4に準じて、それぞれ行うものとする。

3 令第78条第2項の規定による開票管理者への繰延開票に関する通知は、別記第64号様式の5に準じて行うものとする。

4 令第78条第3項の規定による数区合同開票区の開票管理者への繰延開票に関する通知は、別記第64号様式の6に準じて行うものとする。

5 令第78条第4項の規定による数区合同開票区の開票管理者、開票管理者又は選挙長への繰延開票を行う旨の通知は別記第64号様式の7に準じて、繰延開票の期日の通知は別記第64号様式の8に準じて、それぞれ行うものとする。

第72条を次のように改める。

(繰延選挙会)

第72条 区の委員会は、法第84条において準用する同法第57条第1項前段の規定により選挙会を行うことができないと認めるときは、あらかじめ選挙会を行うべき期日に関する意見を添え、直ちにその旨を別記第70号様式の2に準じて市の委員会に届け出なければならない。

2 法第84条において準用する同法第57条第1項前段の規定により繰延選挙会を行う旨の告示は別記第70号様式の3に準じて、繰延選挙会の期日の告示は別記第70号様式の4に準じて、それぞれ行うものとする。

3 令第87条第1項の規定による繰延選挙会を行う旨の通知は別記第70号様式の5に準じて、繰延開票の期日の通知は別記第70号様式の6に準じて、それぞれ行うものとする。

第74条第1項中「第7項、第8項及び第10項」を「第11項」に、「及び第2項」を「第1号」に、「通知は、」を「選挙長の通知は」に、「に準じて」を「(その1)に準じて、同項第2号イからホまでの規定による選挙長の通知は同様式(その2)に準じて、同号への規定による選挙長の通知は同様式(その3)に準じて、それぞれ」に改め、同条に次の3項を加える。

3 令第92条第2項(同条第8項、第9項及び第11項の規定により準用する場合を含む。)の規定による区の選挙管理委員会の通知は、別記第75号様式(その4、その5)に準じてしなければならない。

4 令第92条第3項(同条第8項、第9項及び第11項の規定により準用する場合を含む。)の規定による選挙管理委員会の通知は、別記第75号様式(その6)に準じてしなければならない。

5 令第92条第5項(同条第8項、第9項及び第11項の規定により準用する場合を含む。)の規定による選挙長への通知は、別記第75号様式(その7)に準じてしなければならない。

第76条第1項中「を投票管理者に通知するときは、同時に開票管理者にも通知しなければならない」を「の開票管理者への通知は、別記第76号様式の2に準じて行うものとする。」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、開票管理者(分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票の開票管理者を含む。)への通知について準用する。

第86条の見出し中「告示」の右に「及び通知」を加え、同条第1項中「及び開票」及び「及び第101号様式」を削り、「その旨を」の右に「第100号様式の2に準じて」を加え、同条第2項中「委員会は、」の右に「第1項又は」を、「その旨を」の右に「第101号様式の3に準じて」を、「開票管理者」の右に「(分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市の委員会は、法第122条の規定により、同時選挙における開票の順序を定めるときは第101号様式に準じて告示し、併せてその旨を第101号様式の2に準じて区の委員会に通知するものとする。

第86条の次に次の3条を加える。

(繰上投票の期日の通知)

第86条の2 第44条第2項の規定は、令第99条第2項の規定による投票管理者及び開票管理者への通知について準用す

る。

2 第44条第3項の規定は、令第99条第3項の規定による数区合同開票区の開票管理者への通知について準用する。

(繰延投票に関する通知)

第86条の3 第45条第3項の規定は、令第100条第2項の規定による投票管理者及び開票管理者並びに市町村の選挙の選挙長への通知について準用する。

2 第45条第4項の規定は、令第100条第3項の規定による数区合同開票区の開票管理者への通知について準用する。

(繰延開票に関する通知)

第86条の4 第65条第3項の規定は、令第101条第3項の規定による開票管理者及び市町村の選挙の選挙長への通知について準用する。

2 第65条第4項の規定は、令第101条第4項の規定による数区合同開票区の開票管理者への通知について準用する。

第106条第1項中「第10項」を「第11項」に改め、「第1項」の右に「第2号」を加える。

第181条2中「第172号様式の2」を「第172号様式の3」に改め、同条を第181条の3とし、第181条の次に次の1条を加える。

(当選人決定の場合等の通知)

第181条の2 区の委員会は、第77条第1項又は同条第2項の規定による報告を受けたときは、別記第172号様式の2に準じて市の委員会に通知しなければならない。

別記目次中「第2号様式 投票区設置の告示」を「第2号様式 投票区の設置、廃止又は変更の告示」に、

「第3号様式 投票区設置及び変更の報告」を

「第3号様式 投票区の設置、廃止又は変更の報告

第3号様式の2 分割開票区等の設置、廃止又は変更の に、  
届出 』

「第36号様式 既製の投票用紙の当該候補者に関する部分を削除し、又はそのまま用いる場合の区の委員会(投票、開票管理者)への通知」を「第36号様式 既製の投票用紙の当該候補者に関する部分を削除し、又はそのまま用いる場合の通知」に、

「第42号様式 繰上投票の申出」を

「第42号様式 繰上投票の届出

第42号様式の2 投票管理者又は開票管理者への繰上  
投票の期日の通知 に、

第42号様式の3 数区合同開票区開票管理者への繰上  
投票の期日の通知 』

「第43号様式 繰上投票の告示」を

「第43号様式 繰上投票の期日の告示

第43号様式の2 繰上投票の期日の通知 に、

第44号様式 繰延投票又は再投票の届出」

「第44号様式 繰延投票又は再投票を行う旨の告示」を

「第44号様式の2 繰延投票又は再投票を行う旨の告示」に、

「第44号様式の2 繰延投票又は再投票の期日の告示」を

「第44号様式の2の2 繰延投票又は再投票の期日の告示

第44号様式の2の3 投票管理者又は開票管理者への



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>繰延投票に関する通知 に、</p> <p>第44号様式の2の4 数区合同開票区開票管理者への繰延投票に関する通知 」</p> <p>「第44号様式の4 繰延投票又は再投票の期日の通知」を</p> <p>「第44号様式の4 繰延投票又は再投票の期日の通知</p> <p>第44号様式の4の2 共通投票所において投票を行わ に、</p> <p>せることができない場合の届出 」</p> <p>「第44号様式の6 共通投票所において投票を行わせるこ とができない場合の通知 」 を</p> <p>「第44号様式の6 共通投票所において投票を行わせる ことができない場合の通知</p> <p>第44号様式6の2 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の共通投票所の投票管理者か ら投票箱等の送致を受ける分割開票 区の指定の告示</p> <p>第44号様式6の3 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の共通投票所の投票管理者か ら投票箱等の送致を受ける分割開票 区の開票管理者への通知</p> <p>第44号様式6の4 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の共通投票所の投票管理者か ら投票箱等の送致を受ける開票区 の 告示</p> <p>第44号様式6の5 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の共通投票所の投票管理者か ら投票箱等の送致を受ける開票区 の 開票管理者への通知</p> <p>第44号様式6の6 期日前投票所において投票を行わ せることができない場合の届出 」</p> <p>「第44号様式の8 期日前投票所において投票を行わせる ことができない場合等の通知 」 を</p> <p>「第44号様式の8 期日前投票所において投票を行わせ ることができない場合等の通知</p> <p>第44号様式の9 区の区域が数開票区に分かれている 場合の期日前投票所の投票管理者か ら投票箱等の送致を受ける分割開票 区の指定の告示</p> <p>第44号様式の10 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の期日前投票所の投票管理者 から投票箱等の送致を受ける分割開 票区の開票管理者への通知 に、</p> <p>第44号様式の11 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の期日前投票所の投票管理者 から投票箱等の送致を受ける開票区 の告示</p> <p>第44号様式の12 区の区域が数開票区に分かれてい る場合の期日前投票所の投票管理者 から投票箱等の送致を受ける開票区 の開票管理者への通知 」</p> | <p>「第52号様式 開票管理者及びその職務代理者の氏名等の 告示 」 を</p> <p>「第52号様式 開票管理者及びその職務代理者の氏名等 の告示</p> <p>第52号様式の2 数市町村合同開票区又は数区合同開 に、</p> <p>票区の開票立会人となるべき者を届け 出るべき選挙管理委員会の告示 」</p> <p>「第64号様式 開票結果の報告」を</p> <p>「第64号様式 開票結果の報告</p> <p>第64号様式の2 繰延開票の届出</p> <p>第64号様式の3 繰延開票を行う旨の告示</p> <p>第64号様式の4 繰延開票の期日の告示</p> <p>第64号様式の5 開票管理者への繰延開票に関する通 に、</p> <p>知</p> <p>第64号様式の6 数区合同開票区開票管理者への繰延 開票に関する通知</p> <p>第64号様式の7 繰延開票を行う旨の通知</p> <p>第64号様式の8 繰延開票の期日の通知 」</p> <p>「第70号様式 開票事務と選挙会事務を併せて行うかどう かを告示 」 を</p> <p>「第70号様式 開票事務と選挙会事務を併せて行うかど うかを告示</p> <p>第70号様式の2 繰延選挙会の届出</p> <p>第70号様式の3 繰延選挙会を行う旨の告示 に、</p> <p>第70号様式の4 繰延選挙会の期日の告示</p> <p>第70号様式の5 繰延選挙会を行う旨の通知</p> <p>第70号様式の6 繰延選挙会の期日の通知 」</p> <p>「第76号様式 候補者の被選挙権の調査」を</p> <p>「第76号様式 候補者の被選挙権等の調査 に、</p> <p>第76号様式の2 無投票の通知 」</p> <p>「第100号様式 同時選挙における投票の順序の告示」を</p> <p>「第100号様式 同時選挙における投票の順序の告示</p> <p>第100号様式の2 同時選挙における投票の順序の通 に、</p> <p>知 」</p> <p>「第101号様式 同時選挙における開票の順序の告示」を</p> <p>「第101号様式 同時選挙における開票の順序の告示</p> <p>第101号様式の2 同時選挙における開票の順序の通 に、</p> <p>知</p> <p>第101号様式の3 同時選挙における投票又は開票の 順序の通知 」</p> <p>「第172号様式 選挙を行うべき事由の発生報告 を</p> <p>第172号様式の2 選挙用ポスター検印等 」</p> <p>「第172号様式 選挙を行うべき事由の発生報告</p> <p>第172号様式の2 当選人決定の場合等の通知 に改める。</p> <p>第172号様式の3 選挙用ポスター検印等 」</p> <p>別記第2号様式の見出し中「設置」を「の設置、廃止又は変 更」に改め、同様式その2中「表の一部を、」を「、表の一部 を」に改める。</p> <p>別記第3号様式の見出し中「設置及び」を「の設置、廃止又</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

は」に、「第2項」を「第3項」に改め、同様式中「広島市選挙管理委員会委員長 あて」を「広島市選挙管理委員会委員長 氏名 あて」に、「広島市何区選挙管理委員会委員長 印」を「広島市何区選挙管理委員会委員長 氏名 印」に、「(変更)」を「(廃止)(変更)」に、「第2項」を「第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2(分割開票区等の設置、廃止又は変更の届出の様式)(第6条の2関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島県選挙管理委員会  
委員長 氏名 あて

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

分割開票区の設置(廃止)(変更)について(届出)分割開票区を設置(廃止)(変更)することについて、特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令第10条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 分割開票区名 | 所在地 | 関係区域 |
|--------|-----|------|
|        |     |      |

備考 分割開票区を設置、廃止又は変更する特別な事情を添付すること。

注1 数市町村合同開票区の場合は、この様式中「分割開票区」を「数市町村合同開票区」とし、「第1項」を「第2項」とする。

2 数区合同開票区の場合は、この様式中「分割開票区」を「数区合同開票区」とし、「第1項」を「第3項」とする。

別記第36号様式の見出し中「区の委員会(投票、開票管理者)への」を削除し、同様式中「広島市何区選挙管理委員会委員長 あて」を

「広島市何区選挙管理委員会委員長 氏名 あて」に、「広島市選挙管理委員会委員長 印」を「広島市選挙管理委員会委員長 氏名 印」に改め、同様式を同様式その1とし、同様式その1の次に次の1様式を加える。

その2

広何選第何号  
平成何年何月何日

何投票区投票管理者 氏名 あて  
(何区開票区開票管理者)

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

市長選挙における投票用紙の取扱いについて(通知)このことについて、別添のとおり広島市選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島市選挙管理委員会からの通知を添付すること。

注1 共通投票所の投票管理者に通知する場合は、この様式中「何投票区」を「何共通投票所」とする。

2 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第38号様式中「身体の障害」を「心身の故障」に、「明大昭」を「明大昭平」に、

「投票管理者」欄は、不在者投票の場合は「不在者投票管理者」とし、在外投票の帰国投票の場合は「区選挙管理委員会委員長」とする。」を「不在者投票の場合は、この様式中「投票管理者」を「不在者投票管理者」とする。」に、「住所」欄は、在外投票の帰国投票の場合は「広島市 区」を記載しない。」を「在外投票の帰国投票の場合は、この様式中「投票管理者」を「区選挙管理委員会委員長」とし、住所欄には「広島市 区」を記載しない。」に改める。

別記第41号様式その1及びその2中

「

|      |     |      |        |
|------|-----|------|--------|
| 受付番号 | 第何号 | 受付時間 | 午後何時何分 |
|------|-----|------|--------|

」を

「

|      |     |      |        |
|------|-----|------|--------|
| 受付番号 | 第何号 | 受付時間 | 午後何時何分 |
|------|-----|------|--------|

」

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に送致する場合は、こ に改める。の様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第41号様式その3中

「広島市何区選挙管理委員会委員長(開票区開票管理者) あて」を

「広島市何区選挙管理委員会委員長 あて(広島市何区開票区開票管理者) 」に、

「(注) 区の委員会が開票管理者に送致する場合は、選挙人名簿抄本又はその電磁的記録媒体及び投票用紙の残を 除く。」

「備考 区の委員会が開票管理者に送致する場合は、選挙人名簿抄本又はその電磁的記録媒体及び投票用紙の残を除く。」

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に送致する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する

開票区とする。』  
 別記第42号様式の見出し中「申出」を「届出」に改め、  
 同様式中「広島市選挙管理委員会委員長 あて」を  
 「広島市選挙管理委員会  
 委員長 氏名 あて」に、  
 「広島市何区選挙管理委員会委員長 印」を  
 「広島市何区選挙管理委員会  
 委員長 氏名 印」に、  
 「申し出」を「届け出」に、

| 投票区名 | 名簿登録者数 | 繰上日数 | 繰上投票期日   | 開票所までの距離 | 送致所要時間 | 経過地及び交通事情 | 投票所の施設名称及び所在地 | 理由 |
|------|--------|------|----------|----------|--------|-----------|---------------|----|
|      | 人      | 日    | 平成 年 月 日 | km       |        |           |               |    |

| 投票区名          | 投票所施設の名称及び所在地 |               | 名簿登録者数 | 繰上日数     |
|---------------|---------------|---------------|--------|----------|
|               |               |               | 人      | 日        |
| 開票所までの距離      | 送致所要時間        | 経過地及び交通事情     |        | 繰上投票期日   |
| km            |               |               |        | 平成何年何月何日 |
| 開票所施設の名称及び所在地 |               | 開票開始日時        | 繰上理由   |          |
|               |               | 平成何年何月何日 何時何分 |        |          |

改め、同様式備考を次のように改める。  
 備考 投票を行うべき期日に関する意見を添付すること。

別記第42号様式の次に次の2様式を加える。  
 第42号様式の2（投票管理者又は開票管理者への繰上投票の期日の通知の様式）（第44条第2項関係）

広何選第何号  
 平成何年何月何日  
 何投票区投票管理者 氏名 あて  
 （何区開票区開票管理者）

広島市何区選挙管理委員会  
 委員長 氏名 印

投票の繰り上げについて（通知）

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

注1 共通投票所の投票管理者に通知する場合は、この様式中「何投票区」を「何共通投票所」とする。

2 分割開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を「分割開票区」とする。

第42号様式の3（数区合同開票区開票管理者への繰上投票の期

日の通知の様式）（第44条第3項関係）

広何選第何号

平成何年何月何日

数区合同開票区開票管理者 氏名 あて

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 印

投票の繰り上げについて（通知）

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

別記第43号様式の見出し中「繰上投票」の右に「の期日」を加え、「第2項」を「第4項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第43号様式の2（繰上投票の期日の通知の様式）（第44条第4項関係）

広何選第何号

平成何年何月何日

何投票区投票管理者 氏名 あて

（何区開票区開票管理者）

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 印

繰上投票を行う投票区及びその投票期日について

（通知）

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行う投票区及びその投票期日を、次のとおり定めました。

| 区名 | 投票区名 | 投票所施設名 | 投票期日 |
|----|------|--------|------|
|    |      |        |      |
|    |      |        |      |
|    |      |        |      |
|    |      |        |      |

注 数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」とする。

別記第44号様式の2を別記第44号様式の2の2とする。

別記第44号様式を別記第44号様式の2とし、別記第43号様式の2の次に次の1様式を加える。

第44号様式（繰延投票又は再投票の届出の様式）（第45条第1項関係）

広何選第何号

平成何年何月何日

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会

委員長 氏名 印

投票期日の繰り延べについて（依頼）

平成何年何月何日執行の何選挙において、次のとおり投票期

日を繰り延べて（再投票を）行いたいので届け出ます。

| 投票区名       | 投票所施設の名称及び所在地 | 名簿登録者数 | 繰延（再）投票の期日 |
|------------|---------------|--------|------------|
|            |               | 人      | 平成何年何月何日   |
| 繰延（再）投票の理由 |               |        |            |
|            |               |        |            |

備考 投票を行うべき期日に関する意見を添付すること。

別記第44号様式の2の2の次に次の2様式を加える。

第44号様式の2の3（投票管理者又は開票管理者への繰延投票に関する通知の様式）（第45条第3項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

何投票区投票管理者 氏名 あて  
（何区開票区開票管理者）

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

投票の繰り延べ（及び再投票）について（通知）

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

注 分割開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を「分割開票区」とする。

第44号様式の2の4（数区合同開票区開票管理者への繰延投票に関する通知の様式）（第45条第4項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

数区合同開票区開票管理者 氏名 あて

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

投票の繰り延べ（及び再投票）について（通知）

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

別記第44号様式の3の見出し中「第3項」を「第5項」に改め、同様式中「何区開票管理者」を「広島市何区開票区開票管理者」に、「何区選挙長」を「何選挙長」に、「広島市何区選挙管理委員会」を「広島市選挙管理委員会」に、

| 区名 | 投票区名 | 理由 |
|----|------|----|
|    |      |    |

を

| 区名 | 投票区名 | 理由 |
|----|------|----|
|    |      |    |

注 数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区

合同開票区」とする。 ]

別記第44号様式の4の見出し中「第3項」を「第5項」に改め、同様式中「何区開票管理者」を「広島市何区開票区開票管理者」に、「何区選挙長」を「何選挙長」に、「広島市何区選挙管理委員会」を「広島市選挙管理委員会」に、

| 区名 | 投票区名 | 繰延（再）投票の期日 | 理由 |
|----|------|------------|----|
|    |      |            |    |

を

| 区名 | 投票区名 | 繰延（再）投票の期日 | 理由 |
|----|------|------------|----|
|    |      |            |    |

注 数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」とする。 ]

別記第44号様式の4の次に次の1様式を加える。

第44号様式の4の2（共通投票所において投票を行わせることができない場合の届出の様式）（第45条の3第1項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

共通投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

平成何年何月何日執行の何選挙において、次のとおり共通投票所を開かない（閉じる）ので届け出ます。

| 共通投票所開設場所 | 理由 |
|-----------|----|
|           |    |

別記第44号様式の5中

| 区名 | 共通投票所開設場所 | 共通投票所開設場所 |
|----|-----------|-----------|
|    |           |           |

に改める。

別記第44号様式の6その1中「開票管理者」を「何区開票区開票管理者」に改め、「開かない」の右に「（閉じる）」を、「開きません。」の右に「（閉じます。）」を加え、

| 区名 | 共通投票所開設場所 | 理由 |
|----|-----------|----|
|    |           |    |

を

| 共通投票所開設場所 | 理由 |
|-----------|----|
|           |    |

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区に改める。

同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。」

別記第44号様式の6その2を削り、別記第44号様式の6その1を別記第44号様式の6とし、同様式の次に次の5様式を加える。

第44号様式の6の2（区の区域が数開票区に分かれている場合の共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける分割開票区の指定の告示の様式）（第45条の3の2第1項関係）

広島市何区選挙管理委員会告示第何号  
平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条第1項の規定により、共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区を次のとおり指定します。

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名

| 共通投票所開設場所 | 分割開票区名 |
|-----------|--------|
|           |        |

第44号様式の6の3（区の区域が数開票区に分かれている場合の共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける分割開票区の開票管理者への通知の様式）（第45条の3の2第1項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

分割開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の指定について（通知）

このことについて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条第5項の規定により、別添のとおり通知します。

備考 広島市何区選挙管理委員会の告示を添付すること。

第44号様式の6の4（区の区域が数開票区に分かれている場合の共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の告示の様式）（第45条の3の2第2項関係）

広島市選挙管理委員会告示第何号  
平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条第3項（第4項）の規定により、共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区を次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

| 区名 | 共通投票所開設場所 | 開票区名 |
|----|-----------|------|
|    |           |      |

備考 開票区名欄には、該当する分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区を記載すること。

第44号様式の6の5（区の区域が数開票区に分かれている場合の共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の開票管理者への通知の様式）（第45条の3の2第2項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

分割開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区について（通知）

このことについて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条第7項（第9項）の規定により、別添のとおり通知します。

備考 広島市何区選挙管理委員会の告示を添付すること。

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「分割開票区」を該当する開票区とする。

第44号様式の6の6（期日前投票所において投票を行わせることができない場合の届出の様式）（第45条の5第1項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 あて  
広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

期日前投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

平成何年何月何日執行の何選挙において、次のとおり期日前投票所を開かない（閉じる）ので届け出ます。

| 期日前投票所開設場所 | 理由 |
|------------|----|
|            |    |

別記第44号様式の7中「広島市」の右に「何区」を加え、

|                 |   |              |
|-----------------|---|--------------|
| 「区名 期日前投票所開設場所」 | を | 「期日前投票所開設場所」 |
|-----------------|---|--------------|

に改める。

別記第44号様式の8その1及びその2中「開票管理者」を「何区開票区開票管理者」に、

|                    |   |
|--------------------|---|
| 「区名 期日前投票所開設場所 理由」 | を |
|--------------------|---|

|                 |
|-----------------|
| 「期日前投票所開催場所 理由」 |
|-----------------|

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区に改める。

同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。」

別記第44号様式の8その3中「開票管理者」を「何区開票区開票管理者」に、

|    |            |       |    |
|----|------------|-------|----|
| 区名 | 期日前投票所開設場所 | 開設年月日 | 理由 |
|    |            |       |    |

を

|            |       |    |
|------------|-------|----|
| 期日前投票所開設場所 | 開設年月日 | 理由 |
|            |       |    |

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区に改める。同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。」

別記第44号様式の8の次に次の4様式を加える。

第44号様式の9（区の区域が数開票区に分かれている場合の期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける分割開票区の指定の告示の様式）（第45条の6第1項関係）

広島市何区選挙管理委員会告示第何号  
平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の12第1項の規定により、期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区を次のとおり指定します。

広島市何区選挙管理委員会  
委員 氏名

|            |        |
|------------|--------|
| 期日前投票所開設場所 | 分割開票区名 |
|            |        |

第44号様式の10（区の区域が数開票区に分かれている場合の期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける分割開票区の開票管理者への通知の様式）（第45条の6第1項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

分割開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の指定について（通知）

このことについて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の12第5項の規定により、別添のとおり通知します。

備考 広島市何区選挙管理委員会の告示を添付すること。

第44号様式の11（区の区域が数開票区に分かれている場合の期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の告示の様式）（第45条の6第2項関係）

広島市選挙管理委員会告示第何号  
平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の12第3項（第4項）の

規定により、期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区を次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

|    |            |      |
|----|------------|------|
| 区名 | 期日前投票所開設場所 | 開票区名 |
|    |            |      |

備考 開票区名欄には、該当する分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区を記載すること。

第44号様式の12（区の区域が数開票区に分かれている場合の期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区の開票管理者への通知の様式）（第45条の6第2項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

分割開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受ける開票区について（通知）

このことについて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の12第7項（第9項）の規定により、別添のとおり通知します。

備考 広島市何区選挙管理委員会の告示を添付すること。

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「分割開票区」を該当する開票区とする。

別記第45号様式の2及び第45号様式の3中「行う」の右に「ことができる」を加える。

別記第46号様式の見出し中「第1項」を削り、同様式中

|              |
|--------------|
| 生年月日         |
| 明・大・昭 年 月 日生 |

を

|                |
|----------------|
| 生年月日           |
| 明・大・昭・平 年 月 日生 |

に、

「1から4」を「1から5まで」に、「アからオ」を「アからオまで」に、

|   |                 |
|---|-----------------|
| 4 | 住所移転のため、当区以外に居住 |
|---|-----------------|

を

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 4 | 住所移転のため、当区以外に居住         |
| 5 | 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難 |

に改め、

「第1・2・3・5」の右に「・6」を加える。

別記第49号様式その1中

|       |  |
|-------|--|
| 第5号該当 |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |

を

|       |       |
|-------|-------|
| 第5号該当 | 第6号該当 |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |

に

|   |
|---|
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |
| 少 |

を

|   |   |
|---|---|
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |
| 少 | 鑑 |

に改め、「指定船舶」の右に

「等」を加え、

|      |
|------|
| 投票場所 |
|      |
|      |

を

|      |
|------|
| 投票場所 |
|      |
|      |

に改める。

別記第49号様式その2中

|       |  |
|-------|--|
| 第5号該当 |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |

を

|       |       |
|-------|-------|
| 第5号該当 | 第6号該当 |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |
|       |       |

に改める。

別記第51号様式の見出し中「第1項」を削る。

別記第51号様式その1中「(開票管理者の職務代理者)」を削り、

|                |
|----------------|
| 平成何年何月何日       |
| 広島市何区選挙管理委員会 印 |

を

|                |
|----------------|
| 平成何年何月何日       |
| 広島市何区選挙管理委員会 印 |

に改める。

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第51号様式中その2中

|                   |
|-------------------|
| 平成何年何月何日          |
| 広島市何区選挙管理委員会委員長 印 |

を

|                   |
|-------------------|
| 平成何年何月何日          |
| 広島市何区選挙管理委員会委員長 印 |

注1 数市町村合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数市町村合同開票区」とし、「広島市何区選挙管理委員会」を「広島市選挙管理委員会」とする。

2 数区合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」とする。

同様式を別記第51号様式その3とし、別記第51号様式その1の次に次に様式を加える。

その2

開票管理者の職務代理者選任書

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 広島市何区                                          |
| 番号<br>町 番地<br>(氏名)  あて                         |
| 平成何年何月何日執行の何選挙広島市何区開票区<br>開票管理者の職務代理者に選任いたします。 |
| 平成何年何月何日                                       |
| 広島市何区選挙管理委員会 印                                 |

注1 数市町村合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数市町村合同開票区」とし、「広島市何区選挙管理委員会」を「広島市選挙管理委員会」とする。

2 数区合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」とする。

別記第52号様式の見出し中「第51条第2項」を「第51条の2」に改め、同様式中「における」の右に「広島市何区開票区」を加え、「第2項及び」を「第2項の規定又は」に改め、「第89号」の右に「第66条若しくは」を、「第1項」の右に「第3項若しくは第5項」を加え、

|         |    |  |
|---------|----|--|
| 同上職務代理者 | 住所 |  |
|         | 氏名 |  |

を

|         |    |  |
|---------|----|--|
| 同上職務代理者 | 住所 |  |
|         | 氏名 |  |

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合に改め、は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

同様式の次に次の1様式を加える。

第52号様式の2（数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票立会人となるべき者を届け出るべき選挙管理委員会の告示の様式）（第55条の2第1項関係）

広島市選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙の数市町村合同開票区（数区合同開票区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第1項の規定又は第70条第1項の規定による開票立会人となるべき者を届け出る選挙管理委員会を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第70条の3第1項（第5項）の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

選挙管理委員会の名称

別記第53号様式その1中「何選挙」に右に「広島市何区開票区」を加え、

「2日時 平成何年何月何日 午前（後）何時何分」を

「2日時 平成何年何月何日 午前（後）何時何分

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合に改める。は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第53号様式その2中「その2（比例代表選出議員選挙）」を「その2」に改め、「参議院比例代表選出議員選挙」の右に「広島市何区開票区」を加え、

「2日時 平成何年何月何日 午前（後）何時何分」を

「2日時 平成何年何月何日 午前（後）何時何分

注1 この様式は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員選挙において使用する。に改める。

2 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第54号様式中「明・大・昭」の右に「平」を加え、「何開票区」を「何区開票区」に、「※の欄は記入しないでください。」を

「※の欄は記入しないでください。」

注 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第55号様式を次のとおり改める。

その1

開票立会人届出受理簿（平成何年何月何日執行何選挙）

Table with 7 columns: 受理番号, 受理年月日, 住所, 氏名, 生年月日, 候補者氏名, 候補者の所属党派, 備考. Includes a wavy line separator.

注 この様式は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙以外の選挙において使用する。

その2

開票立会人届出受理簿（平成何年何月何日執行何選挙）

Table with 7 columns: 受理番号, 受理年月日, 住所, 氏名, 生年月日, 政党その他の政治団体の名称、代表者氏名, 備考. Includes a wavy line separator.

注 この様式は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員選挙において使用する。

別記第56号様式その1中「何選挙」の右に「広島市何区開票区」を加え、

「備考 この様式は、候補者等からの届出により決定した場合に用いるものとする。」を

「注1 この様式は、候補者等からの届出により決定した場合に用いる。

2 数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票立会人に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第56号様式その2中「何選挙」の右に「広島市何区開票区」を加え、







(昭和25年法律第100号)第73条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

| 何区開票区名 | 繰延開票の期日 | 理由 |
|--------|---------|----|
|        |         |    |

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合は、この様式中「何区開票区名」を該当する開票区とする。

第64号様式の5 (開票管理者への繰延開票に関する通知の様式) (第65条第3項関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日  
何区開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

開票の繰り延べについて (依頼)

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

注 分割開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を「分割開票区」とする。

第64号様式の6 (数区合同開票区開票管理者への繰延開票に関する通知の様式) (第65条第4項関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日  
数区合同開票区開票管理者 氏名 あて  
広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

開票の繰り延べについて (通知)

このことについて、別添のとおり広島県選挙管理委員会から通知がありました。

備考 広島県選挙管理委員会からの通知を添付すること。

第64号様式の7 (繰延開票を行う旨の通知の様式) (第65条第5項関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日  
広島市何区開票区開票管理者 氏名 あて  
(何選挙長)

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

開票の繰り延べについて (通知)

平成何年何月何日執行の何選挙における開票は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第73条において準用する第

57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

| 何区開票区名 | 理由 |
|--------|----|
|        |    |

注 数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」と、「何区開票区名」を「数区合同開票区名」とする。

第64号様式の8 (繰延開票の期日の通知の様式) (第65条第5項関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日  
広島市何区開票区開票管理者 氏名 あて  
(何選挙長)

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

開票の繰り延べについて (通知)

平成何年何月何日執行の何選挙における開票は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第73条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

| 何区開票区名 | 繰延開票の期日 | 理由 |
|--------|---------|----|
|        |         |    |

注 数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「広島市何区開票区」を「数区合同開票区」と、「何区開票区名」を「数区合同開票区名」とする。

別記第70号様式の次に次の5様式を加える。

第70号様式の2 (繰延選挙会の届出の様式) (第72条第1項関係)

広何選第何号  
平成何年何月何日  
広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

選挙会期日の繰り延べについて (依頼)

平成何年何月何日執行の何選挙において、次のとおり選挙会期日を繰り延べて行いたいので届け出ます。

| 選挙会名     | 選挙会の開会場所及び所在地 | 繰延選挙会の期日 |
|----------|---------------|----------|
|          |               | 平成何年何月何日 |
| 繰延選挙会の理由 |               |          |
|          |               |          |

備考 選挙会を行うべき期日に関する意見を添付すること。

第70号様式の3 (繰延選挙会を行う旨の告示の様式) (第72

条第2項関係)

広島市選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙における選挙会は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第84条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

| 区名 | 選挙会名 | 理由 |
|----|------|----|
|    |      |    |

第70号様式の4(繰延選挙会の期日の告示の様式)(第72条第2項関係)

広島市選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙における選挙会は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第84条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名

| 区名 | 選挙会名 | 繰延選挙会の期日 | 理由 |
|----|------|----------|----|
|    |      |          |    |

第70号様式の5(繰延選挙会を行う旨の通知の様式)(第72条第3項関係)

広何選第何号

平成何年何月何日

何選挙長 氏名 あて

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

選挙会の繰り延べについて(通知)

平成何年何月何日執行の何選挙における選挙会は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第84条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

| 選挙会名 | 理由 |
|------|----|
|      |    |

第70号様式の6(繰延選挙会の期日の通知の様式)(第72条第3項関係)

広何選第何号

平成何年何月何日

何選挙長 氏名 あて

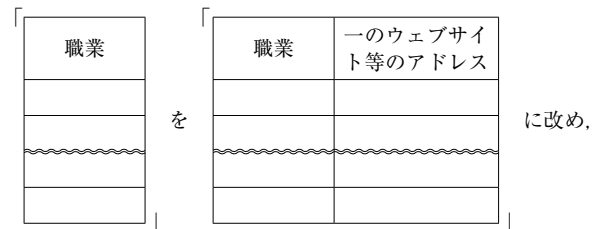
広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

選挙会の繰り延べについて(通知)

平成何年何月何日執行の何選挙における選挙会は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第84条において準用する第57条第1項前段の規定により、次のとおり繰り延べて行います。

| 選挙会名 | 繰延選挙会の期日 | 理由 |
|------|----------|----|
|      |          |    |

別記第75号様式その1中「(区町村)長 あて」を「(区町村)長」に、「第10項」を「第11項」に、「(ふりがな)」を「ふりがな」に、



同様式備考中「記載」の右に「すること」を加える。

別記第75号様式その2中「第10項」を「第11項」に改める。

別記第75号様式その3中「(区町村)長 あて」を「(区町村)長」に、「第10項」を「第11項」に改める。

別記第75号様式その4を次のとおり改める。

その4

平成何年何月何日

何区投票管理者 氏名 あて

(何区開票区開票管理者)

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

何選挙における候補者の届出(の辞退の届出)(の届出の却下)(の死亡)(であることを辞したものとみなした)(届の記載事項の異動届)について(通知)

平成何年何月何日執行の何選挙(何選挙何選挙区)において、別紙のとおり候補者の届出があった(の辞退の届出があった)(の届出を却下した)(は死亡した)(は候補者であることを辞したものとみなした)(届の記載事項について異動の届出があった)ので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第2項の規定により通知します。

備考 別紙は、その1からその3までの該当する様式によること。

注1 この様式は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙以外の選挙において使用する。

2 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第75号様式その4の次に次の3様式を加える。

その5

平成何年何月何日  
 何区投票管理者 氏名 あて  
 (何区開票区開票管理者)  
 広島市何区選挙管理委員会  
 委員長 氏名 印  
 衆議院比例代表選出議員選挙(参議院比例代表選出議員選挙)における名簿による候補者の届出(登載に係る記載を抹消すること)(登載者の補充の届出)(が取り下げられたこと)(の届出の却下)(の記載事項の異動届)について(通知)

平成何年何月何日執行の衆議院比例代表選出議員選挙(参議院比例代表選出議員選挙)において、当該選挙長から別紙のとおり通知があったので、公職選挙法施行令第92条第8項において準用する同条第2項(公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第2項)の規定により通知します。

備考 別紙は、県選挙管理委員会からの通知の写しによること。

注1 この様式は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員選挙において使用する。

2 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。

その6

広何選第何号  
 平成何年何月何日  
 数区合同開票区開票管理者 氏名 あて  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 氏名 印  
 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出について(通知)

平成何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者として、別紙のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第3項の規定により通知します。

備考 選挙長からの通知を添付すること。

注1 衆議院比例代表選出議員選挙の場合は、この様式中「第3項」を「第8項において準用する同条第3項」とし、「選挙長」を「広島県選挙管理委員会」とする。

2 参議院比例代表選出議員選挙の場合は、この様式中「第3項」を「第9項において準用する同条第3項」とし、「選挙長」を「広島県選挙管理委員会」とする。

3 衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を含む。)以外の選挙の場合は、この様式中「第3項」を「第11項において準用する同条第3項」とする。

その7

広何選第何号  
 平成何年何月何日  
 何選挙長 氏名 あて  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 氏名 印  
 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者について(通知)

平成何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者について、次のとおり通知があったので、公職選挙法施行令第92条第5項の規定により通知します。

| 選挙区名 | 届出番号 | 候補者氏名 | 公職選挙法第11条第1項、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由(その事由がなくなったこと) |
|------|------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
|      |      |       |                                                                           |

注1 衆議院比例代表選出議員選挙の場合は、この様式中「第5項」を「第8項において準用する同条第5項」とする。

2 参議院比例代表選出議員選挙の場合は、この様式中「第5項」を「第9項において準用する同条第5項」とする。

3 衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を含む。)以外の選挙の場合は、この様式中「第5項」を「第11項において準用する同条第5項」とする。

別紙第76号様式の見出し中「被選挙権」の右に「等」を加える。

別紙第76号様式その1中「(区町村)長 あて」を、「(区町村)長」に改め、「被選挙権」の右に「等」を加え、「何選挙(何選挙何選挙区)選挙長」を「何選挙(何選挙何選挙区)選挙長」に改める。

注 別紙は、その2からその5までの様式によること。

別紙第76号様式その2中

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1 公職選挙法第11条の規定に該当の有無   | 有・無 |
| 2 公職選挙法第252条の規定に該当の有無  | 有・無 |
| 3 政治資金規正法第28条の規定に該当の有無 | 有・無 |
| 4 その他の参考事項             |     |

を

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 公職選挙法第11条第1項の規定に該当の有無 | 有・無 |
| 2 公職選挙法第11条の2の規定に該当の有無  | 有・無 |



備考 候補者は、届出順に記載すること。

別記第79号様式の見出し中「第2項」を「第3項」に改め、同様式を次のとおり改める。

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会

委員長 氏名 印

何選挙の結果について（報告）

平成何年何月何日執行の何選挙における選挙の結果については、別紙のとおりです。

備考 別紙には、第1表から第9表までの該当する選挙の表を添付すること。

別記第79号様式第1表中「選挙人名簿登録者数等に関する調区」を

「選挙人名簿登録者数等に関する調区」に、

「名簿登録者数」を「選挙人名簿登録者総数」に改め、同表備考中「「補正登録者数」の中」を「補正登録者数」に、「所持者を含む」を「所持者の数を含むこと」に改める。

別記第79号様式第2表中「有権者数、投票者数等に関する調区」を

「有権者数、投票者数等に関する調区」に改め、

同表備考中「小数点」の右に「以下」を加え、「有権者数」を「選挙当日の有権者数」に、「当該欄」を「当該数」に改める。

別記第79号様式第3表中

「投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調区」を「投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調区」に、

「(A)」を「A」に、「(B)」を「B」に、「(C)」を「C」に改め、同表備考中「投票者数」の右に「と」を加え、「及びその」を「ごとに理由及び」に改める。

別記第79号様式第4表その1中「(その1) 区」を「その1 区」に改め、同表の次に次のように加える。

注 この表は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において使用する。なお、記号式投票による場合は、第4表その2とあわせて使用する。

別記第79号様式第4表その2中「(その2) 区」を「その2 区」に改め、同表の次に次のように加える。

注 この表は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、記号式投票による場合に、第4表その1とあわせて使用する。

別記第79号様式第4表その3中「(その3) 区」を「その3 区」に改め、同表の次に次のように加える。

注 この表は、衆議院比例代表選出議員選挙において使用する。

別記第79号様式第4表その4中「(その4) 区」を「その4 区」に改め、同表の次に次のように加える。

注 この表は、参議院比例代表選出議員選挙において使用する。

別記第79号様式第4表その5中「(その5) 区」を「その5 区」に改め、同表の備考を削り、同表の次に次のように加える。

注 この表は、衆議院小選挙区選出議員選挙において使用する。

別記第79号様式第5表中「点字投票及び仮投票に関する調区」を

「点字投票及び仮投票に関する調区」に改め、

同表備考中「ついで」を削り、「及び」を「、仮投票の代理投票の仮投票及び」に改める。

別記第79号様式第6表を次のとおり改める。

第6表 代理投票に関する調

区

| 総数 | 内 訳             |     |   |                |     |   |                                         |                                                                     |                |     |   |   |  |
|----|-----------------|-----|---|----------------|-----|---|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------|-----|---|---|--|
|    | 選挙当日投票所における代理投票 |     |   | 期日前投票所における代理投票 |     |   | 不在者投票における代理投票                           |                                                                     |                |     |   |   |  |
|    | 心身の故障           | その他 | 計 | 心身の故障          | その他 | 計 | 選挙人が所在・居住する地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対してなしたものの | 病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長に対してなしたものの | 郵便等により投票を行ったもの | その他 | 計 | 計 |  |
|    |                 |     |   |                |     |   |                                         |                                                                     |                |     |   |   |  |

備考 不在者投票の代理投票欄には、当該区において代理投票した者の数のみ記載すること。

別記第79号様式第6表の2中「期日前投票に関する調区」を





広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

同時選挙における投票の順序について（通知）

このことについて、別紙のとおり告示したので通知します。

備考 広島市選挙管理委員会の告示を添付すること。

別記第101号様式の次に次の2様式を加える。

第101号様式の2（同時選挙における開票の順序の通知の様式）（第86条第2項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島市何区選挙管理委員会

委員長 氏名 あて

広島市選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

同時選挙における開票の順序について（通知）

このことについて、別紙のとおり告示したので通知します。

備考 広島市選挙管理委員会の告示を添付すること。

第101号様式の3（同時選挙における投票又は開票の順序の通知の様式）（第86条第3項関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

何投票区投票管理者 氏名 あて  
（何区開票区開票管理者）

広島市何区選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

同時選挙における投票（開票）の順序について（通知）

このことについて、別紙のとおり告示されたので通知します。

備考 広島市選挙管理委員会の告示を添付すること。

注 分割開票区、数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は、この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。

別記第170号様式中「から11月」を「から同年11月」に、別記第172号様式の2その1中「その1（検印）」を「その1

に改める。

検印」

別記第172号様式の2その2中

「その2（選挙用ポスター検印票）」を

「その2

に改める。

選挙用ポスター検印票」

別記第172号様式の2その3中「（ポスター検印整理簿）」を削り、「党派名」を「党派」に改める。

別記第172号様式の2を別記第172号様式の3とし、別記第172号様式の次に次の1様式を加える。

第172号様式の2（当選人決定の場合等の通知の様式）（第181条の2関係）

広何選第何号  
平成何年何月何日

広島市選挙管理委員会

委員長 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会

委員長 氏名 印

何財産区議会議員一般（補欠）選挙における当選人

（当選人がいないこと）について（通知）

このことについて、別紙のとおり報告がありましたので通知します。

備考 別紙は、選挙長からの報告の写しによること。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第2号

平成30年1月31日

広島市議会議員安芸区選挙区における議員の欠員の数が1人（定数4人）となったことから、公職選挙法（昭和25年法律100号）第113条第1項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じました。

広島市選挙管理委員会

委員長 二 國 則 昭

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第1号

平成30年1月19日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

教育長 糸 山 隆

1 日 時 平成30年1月26日（金） 午後1時30分

2 場 所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 平成30年広島市成人祭の開催結果について（報告）
- (2) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について（議案）

【非公開予定議題】

- (3) 訴訟について（報告）
- (4) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（議案）

**監査公表**

**広島市監査公表第1号**

平成30年1月14日

平成29年11月15日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

(別紙)

**広監第137号**

平成30年1月14日

請求人

(略)

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について**

(通知)

平成29年11月15日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

**第1 請求の要旨**

平成29年11月15日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

広島市健康福祉局保険年金課による、「I会」(以下「会」という)に対する委託金の不当な支出に関する措置請求の要旨

**1 請求の要旨**

- (1) 請求の対象：広島市健康福祉局保険年金課：J様 K様 課長様
- (2) 時期：平成27・28年度及び29年度の4月から現在まで。
- (3) 不当や怠る行為：上述期間中、保険年金課が「会」に対する業務委託契約の締結・履行には、不当や怠るがあると思う。
- (4) 不当や怠る事実：
  - ア 平成27年5月から、「会」は保険年金課から業務委託金をもらい始めた。
  - 契約を締結するとき、会則はない若しくはあっても、会計、監査などを配置してない会との契約締結には

不当として理解できると思う。

イ その時、会の「会員規則」(※別紙1：中文・日文各1部)第一の第9条には、「毎年の年始年末、2回ほど会員大会を開催する。年始：一年間の活動計画を説明し、年末：一年間のまとめた会計報告及び奨励する」との内容があるが。代表者のL(帰国者の2世)は、会が設立当初自ら作った会則に違反し、27年度と28年度、2年間の会計報告を今年11月4日までには、会員全員に報告していなかった。

会員として、2015年度からの3年間、会が保険年金課から市の委託金をどれくらいもらったか、何に使うか、何に使ったのか、知りたい、知る資格と権利があると思うので、ずっと報告を待っていたが。

早く会則を実施し、過ぎ去った2年間の会計報告と今年度の予算及び活動計画を説明してほしいなどを、今年3月10日と4月12日に、保険年金課に伝えた。4月19日、保険年金課が、事業報告を年金課に報告してもらおうが、会計報告は保険年金課に提出しなくてもいい、会内で報告しなければいけない、Lさんに催促して、報告してもらおうようにしなければならぬと言ってくれた。

その日、保険年金課から、できるだけ両方(私たちとLら)の言い分をちゃんと聞いて、市も中に挟んで、その場に立ち会ったような三者会議を行おうと勧めたが、Lがいつも理不尽ばかりで、話し合うと喧嘩になる可能性があると思ったので、保険年金課からの勧めを拒否した。

ウ 何か月たっても、会計報告を実施してくれなかったので、私たち4人が発起人として、弁護士を訪ね、「会則には、会の会計監査について定められていないので、法原則どおり、会員が誰でも監査できる」と聞いた。7月12日付けの通知書(※別紙2)を会代表のLに届けた。

エ 7月18日(火)、保険年金課に「公文書開示請求書」(※別紙3)提出し、8月8日(火)から、保険年金課から提出してくれた資料(※別紙4)で監査し始め、8月25日に、会が保険年金課よりもらった各年度の委託金の総額、各項目の金額などをまとめた監査資料(※別紙5)がやっとできて、保険年金課から確認してもらうために提出した。

オ 纏めた資料をみると、沢山の疑惑が生じて、特に講師代と消耗品費の使途不明が多いと思うので、8月26日から、理事・講師と各教室に参加する会員の一部に調査し始め、陳述書と聞いた内容をまとめて監査資料を作成した。(※別紙6)

カ 9月11日(月)午後、また、三者会議を行って、両方の意見を聞いた方が良く保険年金課が勧めてくれた。

キ 9月12日(火)三者会議に参加する、とのことを保

険年金課へ伝えた、開く時期について、保険年金課がLに相談してから、知らせしてくれると聞いた。

ク 9月15日、監査した結果により、約2年半の間、委託金中の講師代と消耗品費が、約200万円が用途不明になってしまったことを保険年金課に伝えた。

ケ 9月22日（金）保険年金課に、来週の月曜日、私たちが監査で委託金のまとめた中文資料を会員のみんなに配ることを伝えた。

コ 9月25日（月）午前の医療日本語教室で、監査結果を記録する中文資料を当日の教室に出席した会員に配って公開した。（※別紙7）

サ 9月28日（木）、保険年金課から次のような話を伝えてくれた：

- ・Lが保険年金課に提出した講師代領収書には、全部5000円を記入し、講師の印鑑やサインもある；
- ・Lが三者会議には参加拒否した。理由：Mたちが彼に通知書を送った。

シ 10月6日（金）午後、Lが、平成27年と28年度、2年間の会計報告を理事会で公開した。（※別紙8）

ス 10月19日（木）保険年金課から、Lが提出してくれた消耗品費の領収書も確認してからLさんに返した、と伝えてくれた。

セ 最近何回も、年金課へ聞いた：4月ごろから、年金課に勧めてくれた三者会議は、いつごろ開催するか、と。まだ分からない、Lが都合悪いと言ってくれた。

ソ 11月5日（日）午後、会の「中秋賞月交流会」があった。Lが僅か10分間で、平成27年と28年度、2年間の会計報告を簡単に言ってくれた。（※別紙9）監査もないし、報告資料も配らなかった。

(5) 広島市に損害

約2年半の間、用途不明になってしまった講師代と消耗品費が、概算で少なくとも200万円になり、広島市の財産には損失をもたらした。

(6) 保険年金課が契約履行や財務会計管理について不当・怠慢と思う理由：

ア 会ができた時（平成27年5月）、4人の責任者がおったが、中の1人が仕事で忙しいから、止めた；1人が長期間活動には参加してなかった。残りの2人（代表Lと事務N）が会計、買物、物保管、講師などのことをやる状態になり、そして、会が初めから、ずっと監査がいなかった状態のままで、財務会計管理規則に違反し、問題が出やすい、そして2人しかいない状態では、管理する能力と資格はなくなるはず、及び、Nは、僕の会計を審査すること、絶対考えるな、と放言したなどを、今年の3月10日（金）、早めにこのような状態を変えた方が良く、と保険年金課に伝えたが、対応してくれなかった。

イ 講師たちが受領した講師代について、保険年金課が、

Lから提出した偽物の領収書を信じて認めたが、私たちの持っている事実を全然無視され、調査も検査も、してくれなかった。

ウ 消耗品費の支出について、各教室では消耗品を全然使わない、使っても金額が僅かで、用途不明になった金額が多い、と伝えても、保険年金課がLから提出してもらった偽領収書を信じて、次期の委託金を振り込んだ。

エ 今年の3月ごろから、ずっと保険年金課に訴えたことを無視され、証拠があっても、適応な対応を全然してくれなかった；8月末頃から、監査した結果により、委託金が委託業務以外に流用したと用途不明になってしまったことを、何回も保険年金課へ伝えたが、三者会議を開くから、待ってくださいと言ってくれた。私たちは、三者会議がいつごろ開く？と聞いたら、分からない、Lの都合により、と言ってくれた。Lの都合により行う、ずっと都合が悪かったら、止める？

オ 私たちは、会の代表Lが契約を誠実に履行していなかったについて、沢山の根拠を把握して、保険年金課に話があったが、どうして全然聞いてくれないの？このような責任を持ってないやり方には、残念・おかしいと思うしかな。

カ 契約書の留意事項の（5）には、「受託者は、委託料を委託業務を実施するための経費以外に使用してはならない」。また、広島市委託契約約款の（検査）項目の第10条には、「発注者は、必要あると認めた時は、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる」。また、2、「発注者は、前項の検査により、必要があると認めた時は、受注者に対し必要な措置を採ることを求めることができる」。また、広島市委託契約約款の（発注者の解除権）項目の第14条には、「発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる」。「（2）受注者が、この契約を誠実に履行する見込みがないと発注者が認めたとき」。との内容があることが、保険年金課が分かると思うんだけど、委託金中の講師代と消耗品費中の一部の資金が、いったい何に流用したのか、全然検査や調査しなく、何も必要な措置もとってなかった。

(7) 請求期限について

ア 上述したことを、保険年金課に話しても、調査も解決もしてくれなかったのも、公正的に解決できるところに訴えようと思うところ、8月末頃、広島市には「広島市監査委員会」という部門があることがやっと分かって、訪ねるや請求し始めた。

イ 保険年金課が、契約履行や財務会計管理上の怠る事実は、現在まだ終了してない、そして契約履行や財務会計管理については、また継続しているので、請求期限はないと思う。

(8) 措置を請求

ア 保険年金課の職員は、職務の遂行に当たっては、事実に基づいて事実を求めるような、公正的な職員になるようにしてください。

イ 広島市監査委員より審査していただきます。保険年金課が確認された、会の2年半の間、各支出に関する資料(当時の領収書又はレシート・お買上明細書)・委託業務に関する事業報告及び決算報告書などのすべてを、提出させて監査してください。

ウ 委託事業内容以外に使った費用及び使途不明になってしまった委託金を広島市に返還させてください。

エ 必要であれば、監査して下さる場合は、私たちも参加させてください。

オ 歴史の問題により中国残留孤児が生まれた。残留孤児がいなければ、政府からこのような特別な補助金を出してくれないと思う。

今後、この大切な業務委託金を、主として一世(残留孤児と配偶者)の人たちが主宰する会ときちんと管理できる人に任せてください。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

(別紙1) 会員会則

(別紙2) 通知書

(別紙3) 公文書開示請求書

(別紙4) 各教室経費算出内訳(平成27年)ほか

(別紙5) 2015~2017年度 I会が広島市保険年金課から受領した(承諾済み含む)委託金をまとめた情報(各教室部分)

(別紙6) 陳述書(中国語及び和訳)ほか

(別紙7) 別紙5の中国語によるもの

(別紙8) 広島市平成27年度教室委託料及結算書ほか

(別紙9) 会計報告時におけるL氏の発言記録

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成29年12月4日に、同年11月15日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年12月18日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は新たな証拠として次の書類を提出するとともに、陳述を行った。

(新たな証拠として次の書類が提出されているが、添付を

省略する。)

・講師謝礼金の支払時に会が使用した封筒2枚

・証言1件(中国語及び和訳)

・陳述書5件(中国語及び和訳)

請求人は、本件措置請求に沿った内容の説明について、陳述した。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成29年12月18日付け広健年第413号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の内容は、以下のとおりである。

(1) 本市の意見

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由等

ア 本件措置請求の要旨

本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりであると解される。

平成27年5月からI会(以下、「会」という。)は、広島市健康福祉局保険年金課(以下、「本市」という。)から中国残留邦人等地域生活支援教室開催事業(以下、「教室事業」という。)の委託を受けているが、会則がない若しくはあっても、会計、監査などを配置していない会との契約締結は不当である。

平成27年5月から現在までに使途不明金が約200万円生じているが、本市は対応を行おうとしなかった。

また、上記の問題について、多くの根拠を把握して本市へ提示したが、対応しようとしなかった。

よって、本市が確認した会の2年半の各支出の資料、事業報告及び決算報告書等の全てを監査すること及び上記損害(約200万円)の補填を求めるものである。

イ 本市の意見の理由

本件委託事業は、本市に何ら損害を発生させるものではなく、次のとおり、請求人の主張には理由がない。

(ア) 本市に損害を発生させていないことについて

請求人が主張している約200万円の使途不明金について、明確な根拠資料がなく、会の一部の会員からの聞き取りだけとなっている。

本市では、会から講師代や消耗品費の領収書の提出を受け、教室事業の実施に係る経費を把握し、確実な履行を確認しており、使途不明金は発生していない。

よって、本市への損害は発生していない。

(イ) 請求人の不当や怠慢に係る主張への反論

a 請求人は、契約を締結するときに、会則がない若しくはあっても、会計、監査などを配置していない会との契約締結は財務会計管理規則違反となり不当との主張をしている。

しかし、財務会計管理規則が何を指すのかは不明であるが、教室事業の実施根拠となる国が定めた要領（「地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領」及び「身近な地域での日本語教育支援事業実施要領」）において、実施主体の一つとして、市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができると定められており、会計、監査の配置には言及されていないため、不当であるという根拠はない。

なお、会においては、各年度当初に本市へ「委託業務計画書」を提出するとともに、各年度末に本市へ委託料の使用状況を明示した「委託業務報告書」を提出し、本市において、その内容確認を行っており、適正に会計や監査の機能が果たされていると考える。

- b 請求人は、本市が講師の受領した講師代について、会の代表から提出された偽物の領収書を信じ、請求人が持っている事実を無視し、調査や検査をしないのは怠慢との主張をしている。

しかし、請求人の持っている事実は、全て口頭の申立だけであり、明確な根拠資料がない。他方、会からは、講師代の領収書の提出を受けて、教室事業の実施に係る経費を把握しており、確実な履行を確認している。また、一部の講師から聴き取りを行ったが、偽物の領収書であるとの確認はできなかった。

よって、請求人の主張している問題は発生していない。

- c 請求人は、各教室では消耗品を全然使わない、使っても金額が僅かで、用途不明になった金額が多いとの情報を本市に伝えたが、会の代表が提出した偽物の領収書を信じて、委託金を振り込んだのは不当との主張をしている。

しかし、請求人の主張は、全て口頭の申立だけであり、明確な根拠資料がない。他方、会からは、消耗品費の領収書の提出を受けており、本市はそれに記載された日付、商品名及び金額等について、教室事業の実施状況とも照合して適切であることを確認している。

よって、請求人の不当との主張はあたらない。

- d 請求人は、請求人が本市へ訴えたことについて、対応しなかったことは怠慢との主張をしている。

しかし、請求人より、介護予防教室について、いつも麻雀ばかりしていると訴えがあった際に、本市が介護予防教室への訪問を抜き打ちで実施し、ビデオを見ながら介護予防に資する体操をしており、教室の実施状況に問題はないことを確認している。

また、7月5日には会の代表へのヒアリングを実施し、請求人の訴えについての事実確認を行った。

このように、請求人の訴えに基づき、本市は確認を行っており、請求人の「対応しなかった」という主張は事実誤認である。

- e 請求人は、会の代表が契約を誠実に履行していないことについて、たくさんの根拠を把握して伝えたのに対応しないのは怠慢との主張をしている。

しかし、請求人の根拠は、全て口頭の申立だけであり、根拠資料がなく、真偽の判断ができない。また、本市としては、請求人より、介護予防教室について、いつも麻雀ばかりしていると訴えがあった際に、本市が介護予防教室への訪問を抜き打ちで実施し、ビデオを見ながら介護予防に資する体操をしている等、教室の実施状況に問題はないことを確認したほか、請求人の訴えについて、7月5日に会の代表へのヒアリングを実施して、事実確認を行った。

このように、請求人の訴えに基づき、本市は確認を行っており、請求人の「対応しない」という主張は事実誤認である。

- (ウ) 請求人のその他の主張への反論等

- a 請求人は、会員会則により実施することになっている、毎年の会計報告を会が実施していないとの主張をしている。

本市が会の設立を提案したこともあり、本市は必要に応じて会に助言を行っているが、会員への会計報告の実施については、会の内部運営に関する問題であり、本市が指導等を行う事項ではない。

なお、会においては、各年度末に本市へ委託料の使用状況を明示した「委託業務報告書」を提出しており、本市もその内容確認を行っている。

- b 請求人は、公文書開示請求を行い、入手した公文書をまとめた資料（別紙5）を作成し、本市へ提出したとの主張をしている。

公文書開示請求を受け、公文書の開示を行い、請求人のまとめた資料が提出されたことは事実である。しかし、請求人のまとめた資料と公文書開示請求で開示した精算書の金額が一致しないことの明確な説明はなされていない。

- c 請求人は、三者面談がいつまでたっても実施されないとの主張をしている。

請求者の訴えは、本市が指導等を行う事項ではない会の内部事情に関するものが多く、また、請求人と会の代表の主張が真っ向から対立し、一方の主張をもって真偽を判断しかねるため、本市から、市も同席の上で、双方が話し合う三者面談の場を設けることを提案している。以下のとおり、三者面談の実施に向けて、双方に働きかけを行っているところである。

・4月19日に請求者へ三者面談を打診したが、拒否。

- ・7月5日に会の代表へ三者面談を打診し、了承を得たが、請求者が引き続き拒否。
- ・請求者への説得を続けた結果、9月12日に請求者から三者面談の了承を得た。  
しかし、7月中旬に請求者が会の代表へ、会計報告をしなければ法的手段をとるとの通知を送付したため、会の代表が態度を硬化させ、三者面談を拒否。
- ・現在、会の代表へ三者面談に応じるよう説得しているが、了承を得られていない。

(二) 請求人の提出書類についての反論及び意見

a 請求人は、別紙4を公文書開示請求にて入手した文書との主張をしている。

しかし、別紙4の1枚目「各教室経費算出内訳(平成27年)」については、本市で作成や保有をしておらず、本市が公文書開示をしたものでなく、出所不明の文書である。

また、別紙4の6枚目と7枚目は、平成27年度の押し花教室の実施予定日の表であり、同一の文書であるが、7枚目には本市が記入したものではない付記がされている。なお、実際の押し花教室の実施日は、表の日付とは一致しておらず、実施回数も契約内容を変更し、11回から19回に増えている。

b 請求人は、公文書開示請求にて入手した別紙4を監査し、公文書をまとめた資料として、別紙5を作成したと主張している。

しかし、別紙4は、教室事業の契約時や契約変更時の文書の一部であり、委託金を確定する精算書が含まれていないため、別紙4を基に別紙5を作成した場合は、実際の委託金の支給額とは同額とならない。

なお、請求人へ公文書開示をした際には、精算書も公文書として開示している。

3 監査対象事項

監査対象事項は次のとおりとする。なお、平成29年度と同様の委託契約に係る監査請求については、精算がまだ行われておらず、確定していないため、対象としない。

- (1) 平成27年度中国残留邦人等日本語教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等介護教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等文化・芸術(日中料理・書道・手芸・押し花)教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等音楽教室(日本語歌謡・二胡)開催委託事業委託契約及び平成27年度中国残留邦人等スポーツ教室(中国武術・民謡舞踊)開催委託事業委託契約(以下これらを「平成27年度契約」という。)並びに中国残留邦人等地域生活支援教室開催事業(平成28年度)委託契約(以下「平成28年度契約」という。)における講師謝礼金及び消耗品費の精算が実費を超える金額

で行われ、違法又は不当なものとなっていないか。

- (2) 平成27年度契約及び平成28年度契約における講師謝礼金及び消耗品費の精算が実費を超える金額で行われたことにより生じた損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠る事実があるか。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述、広島市長から提出された意見書及び関係書類、広島市職員への聞き取り調査並びに関係人調査により、平成27年度契約及び平成28年度契約について、次のとおり確認した。

- (1) 平成27年度契約及び平成28年度契約の対象である事業

ア 契約の目的である事業は、広島市内在住の中国残留邦人等を対象に、日常生活や日本語学習の支援となるような教室を開催することにより、その自立を支援することを目的とするものであり、国(厚生労働省)の「中国残留邦人等地域生活支援事業」の一つとして、事業費の全額について国庫補助金を受けて実施している。

イ 当該事業の実施主体は、国(厚生労働省)の定めた実施要領において、指定都市等と定められているが、この実施要領において「本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。」と定められていることから、広島市では、当該事業の全部を、I会(以下「会」という。)が中国残留邦人の関係者で形成された団体であり、必要な支援や課題に精通している等の理由から、随意契約により会と委託契約を締結して実施している。

- (2) 平成27年度契約及び平成28年度契約の内容

ア 平成27年度契約

- (ア) 委託先  
I会 代表者 L

- (イ) 実施期間  
平成27年5月1日から平成28年3月31日まで

- (ウ) 履行場所  
広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター

- (エ) 委託料の支払方法・精算  
平成27年度契約の仕様書において、次の内容が記載されている。

5 委託料の支払方法

委託者は、承諾書に掲げる額を限度とし、受託者の請求に基づき、委託料を下表に掲げる区分により概算払いする。受託者は、請求書を以下の区分ごとの請求期限の日までに提出するものとする。

広島市は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

| 区分       | 金額                        | 支払予定金額   | 請求期限        |
|----------|---------------------------|----------|-------------|
| 5月～6月分   | 契約金額の24/130<br>(千円未満切り捨て) | 159,000円 | 平成27年5月26日  |
| 7月～9月分   | 契約金額の37/130<br>(千円未満切り捨て) | 245,000円 | 平成27年6月16日  |
| 10月～12月分 | 契約金額の34/130<br>(千円未満切り捨て) | 225,000円 | 平成27年9月16日  |
| 1月～3月分   | 契約金額から既支払済額を控除した額         | 234,600円 | 平成27年12月16日 |

(※ この表は日本語教室開催委託事業の例である。)

6 留意事項

- (1) 概算払金の精算は、平成28年3月31日をもって行うものとする。
- (2) 前項の精算により、概算払金に残余金が生じた場合は、受託者は速やかに委託者に返還しなければならない。
- (3) (略)
- (4) 受託者は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。
- (5)～(9) (略)

イ 平成28年度契約

(ア) 委託先

平成27年度契約に同じ。

(イ) 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(ウ) 履行場所

平成27年度契約に同じ。

(エ) 委託料の支払方法・精算

平成28年度契約の仕様書において、次の内容が記載されている。

5 委託料の支払い方法

委託者は、契約書に掲げる額を限度とし、受託者の請求に基づき、委託料を四半期ごとに概算払にする。受託者は、請求書を区分ごとの請求期限の日までに提出するものとする。

広島市は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

6 留意事項

- (1) 概算払金の精算は、平成29年3月31日をもって行うものとする。
- (2) 前項の精算により、概算払金に残余金が生じた場合は、受託者は速やかに委託者に返還しなければならない。
- (3)・(4) (略)
- (5) 受託者は、委託料を委託業務を実施するための経費以外に使用してはならない。
- (6)～(9) (略)
- (10) 受託者は、月ごとに実施報告書を作成の上、翌月の10日までに報告するものとする。

る。  
別紙 支払金額内訳書

| 区分       | 金額                      | 支払予定金額     |
|----------|-------------------------|------------|
| 4月～6月分   | 契約金額の3/12<br>(千円未満切り捨て) | 886,000円   |
| 7月～9月分   | 契約金額の3/12<br>(千円未満切り捨て) | 886,000円   |
| 10月～12月分 | 契約金額の3/12<br>(千円未満切り捨て) | 886,000円   |
| 1月～3月分   | 契約金額から既支払済額を控除した額       | 888,480円   |
|          | 合計                      | 3,546,480円 |

(3) 概算払における精算手続の制度内容

ア 概算払は、経費の支出方法の特例の一つであって、地方公共団体が支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、債権者は確定しているが債務金額が未確定の場合において、あらかじめ一定の金額をその債権者に交付し、後日債権額の確定したときに精算する制度である。

イ 広島市会計規則によれば、概算払を受けた者は、用務又は事件の終了後10日以内に、精算書を作成し、概算払金を精算しなければならないとされている(同規則第64条第1項)。

また、概算払を受けた者は、精算書を作成したときは、速やかにこれを主管課長に送付しなければならないとされ(同条第4項)、主管課長は、精算書の送付を受けたときは、これを精査のうえ、これに基づく精算命令書を作成して、精算書とともに経理担当課長に送付し、経理担当課長は、直ちにこれらを会計管理者又は区会計管理者に送付しなければならないとされる(同条第5項及び第6項)。

概算払に係る関係法令

- ・地方自治法
    - 第232条の5 (略)
    - 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。
  - ・地方自治法施行令
    - (概算払)
    - 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。
      - 一～五 (略)
      - 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
  - ・広島市会計規則
    - (概算払の範囲)
    - 第62条 令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。
      - (1)～(6) (略)
      - (7) 委託料
      - (8) (略)
- (概算払金及び前払金の精算)

第64条 概算払を受けた者は、用務又は事件の終了後10日以内に、精算書を作成し、概算払金を精算しなければならない。

2 (略)

3 概算払又は前払金を受けた者は、前2項の規定により精算する際、過金を生じたときは速やかにこれを返納し、不足金を生じたときはこれを請求しなければならない。

4 概算払を受けた者は、第1項の規定により精算書を作成したときは、速やかにこれを主管課長に送付しなければならない。

5 主管課長は、前項の規定により精算書の送付を受けたときは、これを精査のうえ、これに基づく精算命令書を作成して、精算書とともに経理担当課長に送付しなければならない。

6 経理担当課長は、前項の規定により精算命令書及び精算書(概算旅費に係る精算命令書及び精算書で過不足を生じなかつたものを除く。)の送付を受けたときは、直ちにこれらを会計管理者又は区会計管理者に送付しなければならない。

(4) 平成27年度契約及び平成28年度契約の履行状況及び精算状況

広島市は、会から毎月、事業報告書を提出させて、これによって教室ごとの開催日時、開催場所、出席者数、開催内容、責任者氏名、支出額等を確認し、年度末に次のとおり精算を行っていた。

ア 平成27年度契約

(ア) 執行額

| 契約額<br>(概算払額) | 精算額        | 執行残額<br>(戻入額) |
|---------------|------------|---------------|
| 3,150,880円    | 2,972,468円 | 178,412円      |

(イ) 教室別の開催回数、延べ参加者数及び支出額

| 区分      | 開催回数 | 延べ参加者数  | 支出額(精算額)   |          |          |            |
|---------|------|---------|------------|----------|----------|------------|
|         |      |         | 講師謝礼金      | 会場使用料    | 消耗品費     | 合計         |
| 日本語教室   | 119回 | 3,578人  | 593,000円   | 119,720円 | 73,080円  | 785,800円   |
| 介護教室    | 41回  | 880人    | 205,000円   | 9,760円   | 57,129円  | 271,889円   |
| 日中料理教室  | 21回  | 625人    | 105,000円   | 15,200円  | 121,809円 | 242,009円   |
| 書道教室    | 20回  | 330人    | 100,000円   | 9,640円   | 31,462円  | 141,102円   |
| 手芸教室    | 43回  | 1,024人  | 215,000円   | 19,240円  | 64,849円  | 299,089円   |
| 日本語歌謡教室 | 41回  | 1,311人  | 205,000円   | 2,400円   | 41,927円  | 249,327円   |
| 二胡教室    | 16回  | 143人    | 80,000円    | 14,230円  | 9,982円   | 104,212円   |
| 押し花教室   | 19回  | 337人    | 95,000円    | 7,600円   | 13,870円  | 116,470円   |
| 中国武術教室  | 41回  | 736人    | 200,000円   | 50,420円  | 0円       | 250,420円   |
| 民謡舞踊教室  | 81回  | 1,749人  | 405,000円   | 70,880円  | 36,270円  | 512,150円   |
| 合計      | 442回 | 10,713人 | 2,203,000円 | 319,090円 | 450,378円 | 2,972,468円 |

イ 平成28年度契約

(ア) 執行額

| 契約額<br>(概算払額) | 精算額        | 執行残額<br>(戻入額) |
|---------------|------------|---------------|
| 3,546,480円    | 3,497,374円 | 49,106円       |

(イ) 教室別の開催回数、延べ参加者数及び支出額

| 区分     | 開催回数 | 延べ参加者数  | 支出額(精算額)   |          |          |            |
|--------|------|---------|------------|----------|----------|------------|
|        |      |         | 講師謝礼金      | 会場使用料    | 消耗品費     | 合計         |
| 日本語教室  | 120回 | 3,256人  | 600,000円   | 108,280円 | 85,870円  | 794,150円   |
| 介護教室   | 48回  | 1,257人  | 240,000円   | 29,680円  | 44,469円  | 314,149円   |
| 日中料理教室 | 32回  | 928人    | 160,000円   | 23,600円  | 306,321円 | 489,921円   |
| 書道教室   | 35回  | 430人    | 175,000円   | 17,700円  | 38,217円  | 230,917円   |
| 手芸教室   | 48回  | 741人    | 240,000円   | 23,320円  | 133,930円 | 397,250円   |
| 日本の歌教室 | 35回  | 1,007人  | 175,000円   | 4,800円   | 67,585円  | 247,385円   |
| 二胡教室   | 24回  | 177人    | 120,000円   | 19,000円  | 17,642円  | 156,642円   |
| 太極拳教室  | 24回  | 513人    | 120,000円   | 27,240円  | 48,632円  | 195,872円   |
| 舞踊秧歌教室 | 100回 | 2,107人  | 500,000円   | 75,340円  | 95,748円  | 671,088円   |
| 合計     | 466回 | 10,416人 | 2,330,000円 | 328,960円 | 838,414円 | 3,497,374円 |

(5) 精算における講師謝礼金及び消耗品費の支払事実の確認状況

広島市は、会から毎月、実施報告書を提出させ、併せて証拠書類として領収書も提出させ、次のとおり確認していたとのことである。

なお、領収書は、確認後、会に返却しているとのことである。

ア 講師謝礼金

講師謝礼金の領収書については、市販の領収書用紙を使用して作成されたものであり、広島市は、支払年月日、教室名、講師名及び支払金額について確認していた。

イ 消耗品費

消耗品費の領収書については、スーパーマーケット等が発行したものであり、広島市は、支払年月日、購入店舗、購入品目及び支払金額について確認していた。

(6) 精算における講師謝礼金及び消耗品費の支払事実に係る陳述等

ア 陳述書の記載内容

請求人から提出があった事実証明書別紙6の陳述書及び追加で提出があった陳述書に次の記載がある。なお、(ア)、(イ)、(エ)、(キ)、(ケ)及び(コ)に係る陳述については請求人本人による陳述であり、同人から監査事務局職員におい



て同様の内容を聞いている。

(ア) 平成29年9月8日 証人O

- ・3年間、会が保険年金課から、200万円ほどの消耗品（教材費、材料費、コピー費）に使う費用があったと聞いたが、実際はそんなに沢山の費用が使わなかったと思う。
- ・平成27年度の料理教室に使う材料費は、毎回8,000円で、平成28年度と29年度には、毎回10,000円になったそうだが、実際は、毎回使った材料費は、4,000円でも超えないと思う。
- ・平成27年度の「押し花」教室の材料は、嘘だった。「押し花」の教室は、1度でもやっていなかった。
- ・日本語や日本語歌教室の教材は、ほとんどコピーしたA4サイズの紙を1枚や2枚ほどもらった。中央公民館で簡易印刷機の印刷代は、とても安い。
- ・太極拳などの教室は、材料費はあまり要らなかった。

(イ) 平成29年9月8日 証人P

- ・毎回料理教室に使う材料費はせいぜい3,000円ほど。賞味期限超えたキュウリを配って食べさせてくれた。

(ウ) 平成29年9月8日 証人A（証人の不利益防止の観点から匿名とする。以下同様の表記の場合は同じ理由である。）

- ・平成27年、Q（中国帰国者2世で、会の責任者中の一人）とLと2人が、I会は国から支援金をもらえない、講師としてやりたい人がおれば、ボランティアとしてやると、みんなを騙した。

(エ) 平成29年8月26日 証人R

- ・講師代について、市から毎回5,000円の講師代をもらえるが、講師たちはLから、毎回2,000～3,000円だけもらった。残りの金額は使途不明になってしまった。

(オ) 平成29年8月27日 証人B

- ・料理教室に使う食材の費用は、毎回平均で4,000円超えないと思う。
- ・3つの日本語教室に使い教材は、全部A4サイズのコピー資料で、公民館の簡易印刷機でコピー代は、非常に安いから、沢山の材料費が要らない。

(カ) 平成29年8月26日 証人C

- ・料理教室では、平成27年度、毎回8,000円の材料費で、平成28と29年度、毎回10,000円の材料費で、3年間、市年金課から、もう840,000ほど食材の材料費をもらったが、実際は、毎回料理教室に使う費用は、3,000円～3,500円で、安い野菜や鶏肉、アメリカ産低価お米を購入し食べさせてくれた。

(キ) 平成29年8月26日 証人R

- ・「押し花」教室は、全然存在ではなかったが、どうやって材料費をもらったのか。

(ク) 平成29年12月1日 証人B

- ・2017年11月5日午後、会の代表Lが僅か10分で、会員たちに、2015年と2016年度のいわゆる財務状況を公開してくれた。2年間、市から受領した委託金中の消耗品費が合計130万円余りあったが、その使途として、ただコピー・小お菓子・お茶を購入して使った、と言ってくれた。この3種類には、どうやって使っても、その沢山の資金を使わないと思う。

- ・講師代については、委託金として年金課から1回で5,000円をもらえるが、講師たちは毎回2,000円～3,000円を受領したことが、会員たちは皆分かったことで、ただ、Lに報復されるのを心配するから、事実を正直に言う勇気もなく、証言も書いてもらえなくなる。

(ケ) 平成29年12月4日 証人R

- ・12月4日（月）午前、会の会計Nは、講師たちに11月分の講師代を支払った。書道講師のSは用事で休んで、Tがその代理として2回ほど教えてくれた。2回で1万円をもらえるはずなのに、NがTへ6千円を渡ししながら、1万円の受取を書いてくれんと請求した。

Tは、それは違法で、国も個人も騙すな、規定通りもらう、と回答した。LとNに掛け合った結局、Tに1万円を払った。

- ・会の理事、講師、会員中の何人か、自分の印鑑をずっと代表に預かってもらっている。

(コ) 平成29年12月1日 証人M

- ・保険年金課から、今年7月12日付の手紙が届いてきた。内容はLが年金課からの質問に答えた内容だった。中には次の「」中の内容があった。

「講師謝礼金は、5,000円を渡して領収書を受け取っている。その後で、承諾してくれた方から、交流事業の委託費が入るまで2,000円～3,000円を預かって運営に充てている。預り金に対して、預かり証等は発行していない。（交流事業の委託費は、事業終了後に振り込まれるため）」

- ・2017年11月5日（日）午後3時～5時まで、「中秋赏月交流会」があった。はじめに、Lが10分ほどで、2015と2016年度のいわゆる会計報告をみんなにした。中には次の内容があった。

「帰国者講師の5,000円講師代から、2,000円ほどずつ預かったのは、交流活動用の立て替え金として使う。」

実は、交流活動に使った立替金が、交流活動が終わって、活動に使った費用のレシートなどを年金課へ提出して確認してもらった後（約2か月）、交流活

動用の立て替え金は年金課から返してもらうはずなのに、どうして2年半前からの立替金が、まだ提出した人に返されなかったの？

イ 請求人による聞取調査書の記載内容

請求人から提出があった事実証明書別紙6のMが整理した証言及び追加で提出があったMが整理した証言（以下これらを「聞取調査書」という。）に次の記載がある。

(ア) 平成29年9月14日整理 証人D

- ・平成27と28年度の講師代は、毎回2,000円をもらった。
- ・平成29年度の講師代は、毎回3,000円をもらった、受領するときに、一枚の紙にサインした、紙が上と下2部あった、上の半分が会に、下半分が私は持っている。紙には、月分と回数だけあった。
- ・私の印鑑が、ずっと責任者のところに預かってある。

(イ) 平成29年9月14日整理 証人E

- ・平成28年度から講師になった、月2回、講師代はもらわなかった、自分がボランティアとしてやるから。
- ・担当する教室用の材料費があまりかからない。

(ウ) 平成29年9月14日整理 証人F

- ・平成28年度から講師になった、月1回、28年度の講師代は毎回5,000円をもらったが、29年度から、毎回3,000円をもらっている。

(エ) 平成29年9月14日整理 証人G

- ・いままで、消耗品はあまり使わなかった。
- ・平成28年度の講師代は、毎回5,000円で、2人で分けて、2,500ずつもらったが、実は私一人で講師としてやった。
- ・今年度から、毎回3,000円をもらって、残りの2,000円は、会に出して立替金として使うそうだ。
- ・講師代については、市から毎回5,000円をもらえるが、帰国者の講師たちは、毎回2,000円～3,000円をもらった。僕だけでなく、S、Uも同じ。もらっていない講師代は、会の活動に立替金として使うそうだが、最初から出した立替金が、まだ僕たちに返還してくれなかった。
- ・講師代を受領する時に、領収書はなかった、紙にサインした。

ウ 監査事務局職員による講師に対する関係人調査の結果  
 監査事務局職員により講師に対する関係人調査を次のとおり行った。なお、陳述書等において講師謝礼金を全部又は一部受け取っていないとされる講師について関係人調査を申し入れたが、次の者を除き、証言を得られなかった。

(ア) 講師 証人D

a 調査日

平成29年12月27日

b 調査結果

次の内容の証言を得た。

- (a) 講師謝礼金について、市から会に支払われる委託料の金額が1回当たり5,000円であることは知っていたが、実際に受領していた金額は、平成27年度が1回当たり1,000円、平成28年度が1回当たり2,000円であった。

差額を控除されていることについて、会からは他の交流事業や消耗品の購入等に使用するためと説明を受けており、以前は講師謝礼金が支払われていなかったことを思えば仕方なく納得したが、他の交流事業や消耗品費についても市から委託料として支払われていることの説明はなかった。

- (b) 会から市へ提出された講師謝礼金の領収書にある自分の名前の印影は、押印した覚えは1度もない。

押印されている印影は、会の事務手続上、急に押印が必要になった場合の便宜を図るため自分から会に預けた印鑑であるが、この様な使い方をされるとは思っていなかった。

- (c) 消耗品の購入については、自身に必要な品物を立替払で購入し、その後、会に領収書を提出して代金を受け取っており、教室の実態に見合わないような購入はしていない。

(イ) 講師 証人H

a 調査日

平成30年1月4日

b 調査結果

次の内容の証言を得た。

- (a) 会から市へ提出された平成27年度実績報告書に講師として自分の名前があったというが、自分は講師をやったことがない。

- (b) 平成27年度に、会から市へ提出された講師謝礼金5回分25,000円の領収書に自分の名前の印影があるというが、自分は講師をやったことがなく、押印した覚えもない。

エ 陳述書、聞取調査書及び関係人である講師に対する調査の結果に係る講師の領収書の記載状況

上記アの陳述書、イの聞取調査書及びウの講師に対する関係人調査において講師謝礼金を全額は受領していないと述べている講師（証人D、証人E、証人H）の講師謝礼金の領収書及び教室事業自体が行われていないと述べられている押し花教室（講師 V）の講師謝礼金の領収書については、広島市（健康福祉局保険年金課）において保管している領収書のコピーを監査事務局職員が確認したところ、いずれも受取人である講師の押印のみで、記名がされていなかった。

オ 監査事務局職員による会の代表者に対する関係人調査の結果

I 会 代表者 L

(ア) 調査日

平成30年1月4日

(イ) 調査結果

次の内容の証言を得た。

- a 講師謝礼金について、5,000円を一旦講師に支払っており、その上で講師本人の了承を得て会に2,000円か3,000円をカンパしてもらっている。
- b 会から市へ提出された講師謝礼金の領収書の印については、講師達から印鑑を預かっておらず、講師本人が直接押印している。
- c 消耗品については、各講師が必要な品物を立替払で購入して、その領収書を会に提出し、それを市に報告して認められたものについて、会が講師に代金を支払っている。

カ 広島市（健康福祉局保険年金課）職員による会の代表者への聞取り

広島市（健康福祉局保険年金課）職員が平成29年7月5日に会の代表者から次の内容を聞き取っている旨の協議録が存在する。

- ・講師謝礼金は、5,000円を渡して領収書を受け取っている。
- ・その後で、承諾してくれた方から、交流事業の委託費が入るまで2,000円～3,000円を預かって運営に充てている。
- ・預り金に対して、預り証等は発行していない。  
(交流事業の委託費は、事業終了後に振り込まれるため)

キ 広島市長の意見書の内容に係る補足的聞取り

広島市長の意見書中「一部の講師から聴き取りを行ったが、偽物の領収書であるとの確認はできなかった。」との記述がある（上記第3の2の(2)のイの(イ)のb）が、この一部の講師とは会の代表者及び会計担当者の2人であることを広島市（健康福祉局保険年金課）職員から、監査事務局職員が聞き取った。

## 2 判断

請求人は、広島市が平成27年度契約及び平成28年度契約における講師謝礼金及び消耗品費に係る委託料の精算において、会が提出した偽りの領収書により実費を超える金額で支払額を確定したため、違法又は不当な精算による公金の支出があると主張するとともに、実費との差額の損害を被ったにもかかわらず、会に損害賠償請求権を行使していないのは違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると主張しているものと認められることから、以下、検討する。

なお、平成29年度の同様の委託契約に係る分について

は、いまだ精算が行われていないことから、監査の対象とはならない。

(1) 講師謝礼金に係る委託料の支出について

ア 請求人は、平成27年度契約及び平成28年度契約における講師謝礼金に係る委託料の支出については、一部の講師謝礼金について実費を超えた金額の委託料の支出となっていると主張している。

イ 請求人から提出があった陳述書及び聞取調査書には、講師等の証言として、講師謝礼金は5千円ではなく2～3千円しかもらっていないこと、その理由として会の別の経費として使うための立替えとして差し引いている旨の説明を受けたこと、その立替えに係る借用書等の文書はないこと等が記されている。

ウ 講師に対する関係人調査によれば、ある者は講師謝礼金として2～3千円しか受け取っておらず残りは会で使うと説明されたとしており、また、別の者は事業報告書上では自分が講師を行い講師謝礼金の領収書を作成したことになっているが実際には講師を行ったことがなく講師謝礼金も受け取っていないとのことであった。

さらに、広島市が保管している領収書の写しを確認したところ、領収書である講師の記名がなく印影だけのものが6割を超えていた。

エ 一方、会の代表者に対する関係人調査によれば、会は講師本人に講師謝礼金を全額支払った上で、講師本人が領収書に押印し、支払額のうちの一部を任意で会に寄附していると代表者は証言している（なお、別の機会に会の代表者が広島市（健康福祉局保険年金課）にした説明内容では、会は講師謝礼金5千円を渡した後、講師から承諾を得て2～3千円を預かっているが、預り証等は発行していないとしており、会の代表者は会が講師から受け取る金銭の性質を「寄附」と言ったり「預かり」と言ったりと一貫していない。）。

オ このように講師等の証言と会の代表者の証言との間には、講師謝礼金を受け取ったか否か、受け取った金額は5千円か否か、会へ寄附がなされたか立替ないし預り金が発生したのか否か、寄附がなされたとしたら任意であるのか否か、領収書は講師本人が作成したものか否かといった重要な部分で食い違いがある。

少なくとも、関係人調査を行った2人の名義の領収書については、両人に対する関係人調査で得られた証言によれば、本人が作成したものではないとのことであるから、領収書が偽造されたものである疑念を払拭できない。

また、関係人調査による証言は得られなかったが、上述の聞取調査書において講師謝礼金はもらわなかったと証言している者の名義の領収書が存在していること、また、上述の陳述書である教室は開催されていなかったと証言した者がいる中でその教室の講師名義の領収書が存在していることも不自然である。

さらに、領収書には、一般的に受領者の記名押印又は署名が記載されているのが通例であるのに、本件では6割を超える領収書が押印のみとなっていたが、広島市はこれを支払の事実が確認できる領収書として認めている。

カ 本件のように概算払を行った場合、概算払は、債務金額が確定していないものについて事前に債務金額を概算をもって支出するものであるから、その性質上事後において必ず精算を行い、確定した債務金額が概算払により支出した額を下回り、余剰が生じた場合、市は支出を受けた者に対して返納を求めることになる。

債務金額を確定するに当たっては、委託料の精算事務において、委託事業に要した経費の支払の事実を確認することが重要であるが、以上のことを踏まえると、本件における講師謝礼金の支払に係る事実確認による精査は不十分と言わざるを得ず、講師謝礼金の支払が全て領収書に記載されたとおりに行われているとは認められない。

ついで、広島市は、平成27年度契約及び平成28年度契約における講師謝礼金に係る委託料の支出に関し、全ての講師謝礼金の支払が領収書に記載されたとおりの支払となっているか否かについて、委託契約上の委託者の調査権限を行使して、事実確認を行う必要があるものと考えられる。

キ なお、広島市は意見書の中で、会から講師謝礼金の領収書の提出を受け確認しているので問題ないと言うが、領収書が偽りである可能性を指摘されている状況において6割を超えるものが押印のみである領収書で確認しているので問題ないというのは適切ではないし、また、請求人の主張は口頭の申立てだけで明確な根拠資料がないので請求人主張の事実はないといえると言うが、口頭の申立ても証言や陳述として人的証拠となり得るので、これもまた適切ではなく、さらに、一部の講師に聞き取りを行ったところ偽りの領収書であるとの確認はできなかったと言うが、その聞き取りの対象者は請求人から偽りの領収書の作成者と指摘されている会の代表者と会の会計担当者だけであり、調査方法として適切ではない。

(2) 消耗品費に係る委託料の支出について

ア 請求人は、平成27年度契約及び平成28年度契約における消耗品費に係る委託料の支出について、実費を超えた金額の委託料の支出となっていると主張している。

イ 上述の陳述書及び聞取調査書には、教室事業で使われた実際の消耗品費の額は精算額より少ない額であるとの証言が記されているが、その教室の開催日や実際に使われた消耗品の品目等の具体的内容について特定がなされおらず、これについては、実査及び関係人調査においても、特定することができなかった。

ウ よって、平成27年度契約及び平成28年度契約における消耗品費に係る委託料の支出について実費を超えた

金額の委託料を支出している旨の請求人の主張については、現在の証拠関係では請求人の主張に理由があるとまでは認められない。

3 結論

以上のことから、本件措置請求のうち、平成27年度契約及び平成28年度契約における講師謝礼金に係る委託料の支出に関するものについては、講師謝礼金の支払が全て領収書に記載されたとおりに行われているとは認められず、広島市における委託料の支出の根拠となる講師謝礼金の支払の事実確認が不十分であることから、改めて事業報告書及び精算書に記載されている講師謝礼金が各講師に全額支払われているかの調査を実施し、その支払の事実が確認できない場合には、会に対し講師謝礼金に係る委託料の返還請求をする等必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を報告するよう勧告する。

また、本件措置請求のうち、平成27年度契約及び平成28年度契約における消耗品費に係る委託料の支出に関するものについては、現在の証拠関係では請求人の主張に理由があるとまでは認められないため、これを棄却する。

なお、本件措置請求のうち、平成29年度の同様の委託契約における講師謝礼金及び消耗品費に係る委託料の支出に関するものについては、精算がまだ行われておらず、支出が確定していないため、これを却下する。

第5 勧告

本件措置請求については、一部理由があるものと判断し、地方自治法第242条第4項の規定により、市長に次のとおり勧告する。

広島市は、平成27年度中国残留邦人等日本語教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等介護教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等文化・芸術（日中料理・書道・手芸・押し花）教室開催委託事業委託契約、平成27年度中国残留邦人等音楽教室（日本語歌謡・二胡）開催委託事業委託契約及び平成27年度中国残留邦人等スポーツ教室（中国武術・民謡舞踊）開催委託事業委託契約並びに中国残留邦人等地域生活支援教室開催事業（平成28年度）委託契約における講師謝礼金に係る委託料の支出について、改めて事業報告書及び精算書に記載されている講師謝礼金が各講師に全額支払われているかの調査を実施し、その支払の事実が確認できない場合には、1会に対し講師謝礼金に係る委託料の返還請求をする等必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を報告すること。

なお、本勧告に対する措置の期限は、平成30年3月20日までとし、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同月30日までに監査委員に通知されたい。